

令和3年度

第1回市川市交通対策審議会

日時:令和3年11月19日(金)午後2時00分～

場所:第1庁舎 5階 第1委員会室

会議次第

1. 開会
2. 第11次市川市交通安全計画（素案）について（諮問）
3. その他
4. 閉会

市川市交通対策審議会委員名簿

令和3年10月25日現在

選出区分	氏名	ふりがな	推薦母体等	
1	市議会推薦	佐直 友樹	さじき ともき	市川市議会 議員
2	〃	廣田 徳子	ひろた のりこ	〃
3	〃	石原 みさ子	いしはら みさこ	〃
4	〃	青山 ひろかず	あおやま ひろかず	〃
5	〃	大久保 たかし	おおくぼ たかし	〃
6	〃	かつまた 竜大	かつまた りゅうだい	〃
7	学識経験者	○ 西原 相五	にしはら そうご	日本大学理工学部非常勤講師 TRプランニング顧問
8	〃	◎ 高田 邦道	たかだ くにみち	日本大学理工学部名誉教授
9	市民の代表者	長崎 亮	ながさき りょう	市川市PTA連絡協議会 事務局次長
10	〃	鈴木 茂	すずき しげる	市川市自治会連合協議会 常任理事
11	〃	谷脇 正弘	たにわき まさひろ	千葉県自転車軽自動車商協同組合市川支部 副支部長
12	〃	三部 ミヨ子	さんべ みよこ	少年補導員連絡協議会 会長
13	〃	金子 正	かねこ ただし	市川地区安全運転管理者協議会 会長
14	〃	南雲 誠	なぐも まこと	市川商工会議所 常議員
15	関係機関の職員	内山 啓治	うちやま けいじ	東日本旅客鉄道(株)千葉支社 市川駅長
16	〃	藤沼 愛	ふじぬま あい	東京地下鉄(株) 鉄道統括部 開発連携・工事調整担当課長
17	〃	加藤 浩一	かとう こういち	京成バス株式会社 常務取締役
18	〃	木嶋 譲	きじま ゆずる	千葉県タクシー協会 理事 (東洋タクシー(有)代表取締役社長)
19	〃	荒木 健一	あらかき けんいち	千葉県葛南土木事務所 所長
20	〃	岩崎 裕昭	いわさき ひろあき	市川警察署 交通課長
21	〃	湯浅 浩一	ゆあさ ひろかず	市川交通安全協会 役員(会計)
22	〃	篠崎 忠司	しのざき ただし	行徳警察署 交通課長

任期

①市議会推薦

令和3年6月24日～令和5年6月23日

②学識経験者・市民代表・関係機関

令和2年11月5日～令和4年11月4日

◎会長

○副会長

○市川市交通対策審議会条例

昭和50年3月31日

条例第19号

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市川市交通対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の任務)

第2条 審議会は、本市の交通対策のすべてについて市長の諮問に応じ調査、審議するとともに、その実施について建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、非常勤の委員22名で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 議会の推せんした議員 6名
- (2) 学識経験者 2名
- (3) 市民の代表者 6名
- (4) 関係機関の職員 8名

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めたときは、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の中から互選する。

4 部会の会議については、第6条の規定を準用する。

5 部会長は、部務を統理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(審議会の事務)

第8条 審議会の事務は、道路交通部において所掌する。

(昭60条例1・昭61条例23・平6条例1・平11条例4・平18条例1・一部改正)

(報酬及び費用弁償)

第9条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(平23条例4・一部改正)

(審議会の運営その他必要な事項)

第10条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

附 則(抄)

1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(市川市交通安全対策委員会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

市川市交通安全対策委員会条例(昭和43年条例第23号)

市川市交通安全対策会議条例(昭和46年条例第3号)

附 則(昭和60年3月28日条例第1号)抄

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年6月25日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月29日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月24日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

市川第 20211110-0277 号
令和 3 年 1 1 月 1 9 日

市川市交通対策審議会 会長 様

市川市長 村越 祐民



第 11 次市川市交通安全計画の策定について（諮問）

このことについて、市川市交通対策審議会条例第 2 条の規定に基づき、貴審議会に諮問いたします。

【諮問理由】

市川市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和 4 5 年法律第 1 1 0 号）の定めるところにより、国の交通安全基本計画及び千葉県交通安全計画に基づき、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めたものです。

本市は、昭和 4 6 年以降、10 次に渡る交通安全計画を策定し、関係機関及び関係団体と協力して交通安全対策を推進してきたところであります。

近年、市内で発生した交通事故件数は、平成 2 8 年の 8 9 0 件から令和 2 年は 9 1 2 件と増加しており、この 5 年のうち平成 3 0 年度、3 1 年度におきましては 1, 0 0 0 件を超える事故件数となってしまったことから、今後は更なる事故削減を目指す抑止目標を設ける必要があります。

また、本市は自転車利用者が多いことにより、自転車が関係する交通事故の割合は、4 割を推移しており、千葉県平均より高い数値となっております。

更に、高齢化率の上昇に伴い、高齢者が関係する交通事故の割合も上昇傾向にあり、本市の特性や社会情勢の変化等を踏まえ、自転車利用者と高齢者を重視した安全対策が求められており、県計画におきましても重点事項に掲げられております。

つきましては、令和 3 年度から令和 7 年度の交通安全計画である「第 11 次市川市交通安全計画」において、交通事故に関する抑止目標及び重点事項について、貴審議会の意見を求めます。

年 月 日

意見書

住所

氏名

電話

次のとおり意見、要望等を申し述べます。

【意見・要望等】

※意見・要望等がある場合は、下記へご連絡ください。

○FAX番号 : 047-712-6340

○メールアドレス : kotsukeikaku@city.ichikawa.chiba.jp

第11次市川市交通安全計画の策定について

市川市 道路交通部 交通計画課

◎交通安全計画

本計画は、交通安全対策基本法の規定に基づき作成するもので、市域の陸上交通の安全に関する施策の大綱、施策を総合的かつ計画的に進めるために必要な事項を定めるものです。

交通安全対策基本法の規定では、国の定める「交通安全基本計画」、都道府県の定める「都道府県交通安全計画」をそれぞれ定めることとされており、市町村交通安全計画は、都道府県交通安全計画に基づき作成するよう努めなければならないこととされています。

◎第11次市川市交通安全計画（素案）作成の経緯

○令和3年3月29日

中央交通安全対策会議において、国の第11次交通安全基本計画が決定される。

○令和3年3月30日

千葉県交通安全対策会議において、第11次千葉県交通安全計画が決定される。

○令和3年6月15日～28日

e-モニター制度を利用し、第10次市川市交通安全計画の成果に関するアンケートを実施。

○令和3年11月19日

令和3年度第1回交通対策審議会において、第11次市川市交通安全計画(素案)について諮問。

◎今後の予定について

○令和3年12月

第11次市川市交通安全計画(案)に対するパブリックコメントを実施。

関東運輸局長、関東地方整備局長、千葉県知事、市川警察署長及び行徳警察署長に計画(案)に対する意見照会を行う。

○令和4年1月下旬

第2回交通対策審議会開催。第11次市川市交通安全計画(案)の答申を行う。

○令和4年2月

- ・第11次市川市交通安全計画の作成及び公表
- ・第11次市川市交通安全計画の千葉県知事への報告

以上

第1 1次市川市交通安全計画

令和3年度～令和7年度

(素案)



市川市

目 次

計画の基本的な考え方	1
第1編 道路交通の安全	3
第1章 道路交通安全の目標	3
1 道路交通事故の現状と今後の目標	3
2 交通安全計画における目標	5
第2章 道路交通安全についての対策	6
第1節 今後の道路交通安全対策の方向性	6
【第1の視点】高齢者・子供の安全確保	6
【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上	6
【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保	7
【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進	7
第2節 道路交通安全の施策	8
【第1の柱】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	8
(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進	8
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	9
(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	10
(4) 自転車の安全利用の推進	10
(5) 飲酒運転の根絶	11
(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	12
(7) 効果的な交通安全教育の推進	13
【第2の柱】道路交通環境の整備	14
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	14
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	14
(3) 交通安全施設等の整備促進	15
(4) 自転車利用環境の総合的整備	15
(5) 交通需要マネジメントの推進	16
(6) 災害に備えた道路交通環境の整備	16
(7) 総合的な駐車対策の推進	17
(8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	17
【第3の柱】救助・救急活動の充実	18
(1) 救助・救急体制の整備	18
(2) 救急医療体制の整備	19
(3) 救急関係機関との協力関係の確保等	19
【第4の柱】被害者支援の充実と推進	19
(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	19
(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	19
【第5の柱】交通事故調査・分析の充実	20

第2編 鉄道交通の安全	22
第1章 鉄道交通における安全対策	22
第1節 鉄道交通における今後の方向性	22
【第1の視点】重大な列車事故の未然防止	22
【第2の視点】利用者等の関係する事故の防止	22
【第3の視点】それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進	22
第2節 鉄道交通の施策	22
【第1の柱】鉄道交通環境の整備	22
【第2の柱】鉄道交通の安全に関する知識の普及	23
【第3の柱】救助・救急活動の充実	23

計画の基本的な考え方

第一 計画の位置付け

本計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の定めるところにより、国の交通安全基本計画及び千葉県の交通安全計画に基づき、「人優先」を基本として、交通社会を構成する「人と地域」、「交通環境」、「交通機関」の相互の関連を考慮し、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めたものです。

第二 計画策定の趣旨

市川市交通安全計画は、第1次計画が策定された昭和46年度から実施され、国が定める交通安全基本計画に基づき5年ごとに計画を改定しています。平成28年度を初年度とする第10次計画は令和2年度で計画期間が終了することから、令和3年度から始まる第11次計画を新たに策定するものです。

第三 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5か年間

第四 計画の重点事項

この計画は、「道路ネットワークの整備」や「自転車利用者が多い」、「高齢者の増加」など、本市の特性や社会情勢の変化を踏まえ、「自転車の安全利用対策の強化」及び「高齢者の交通安全対策の強化」の2項目に重点を置いた計画とします。

第1編 道路交通の安全

1. 道路交通事故のない社会を目指して

人命尊重の理念に基づき、交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる市川市を目指す。

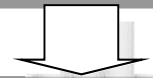
死者数の一層の減少に取り組むとともに、事故そのものの減少についても積極的に取り組む。



2. 道路交通の安全についての目標

交通事故発生件数 令和7年度までに804件以下

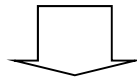
交通事故死傷者件数 令和7年度までに900件以下



3. 道路交通の安全についての対策

(4つの視点)

- ① 高齢者・子供の安全確保
- ② 歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路・幹線道路における安全確保
- ④ 地域が一体となった交通安全対策の推進



(5つの柱)

- ① 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 救助・救急活動の充実
- ④ 被害者支援の充実と推進
- ⑤ 交通事故調査・分析の充実

第1編 道路交通の安全

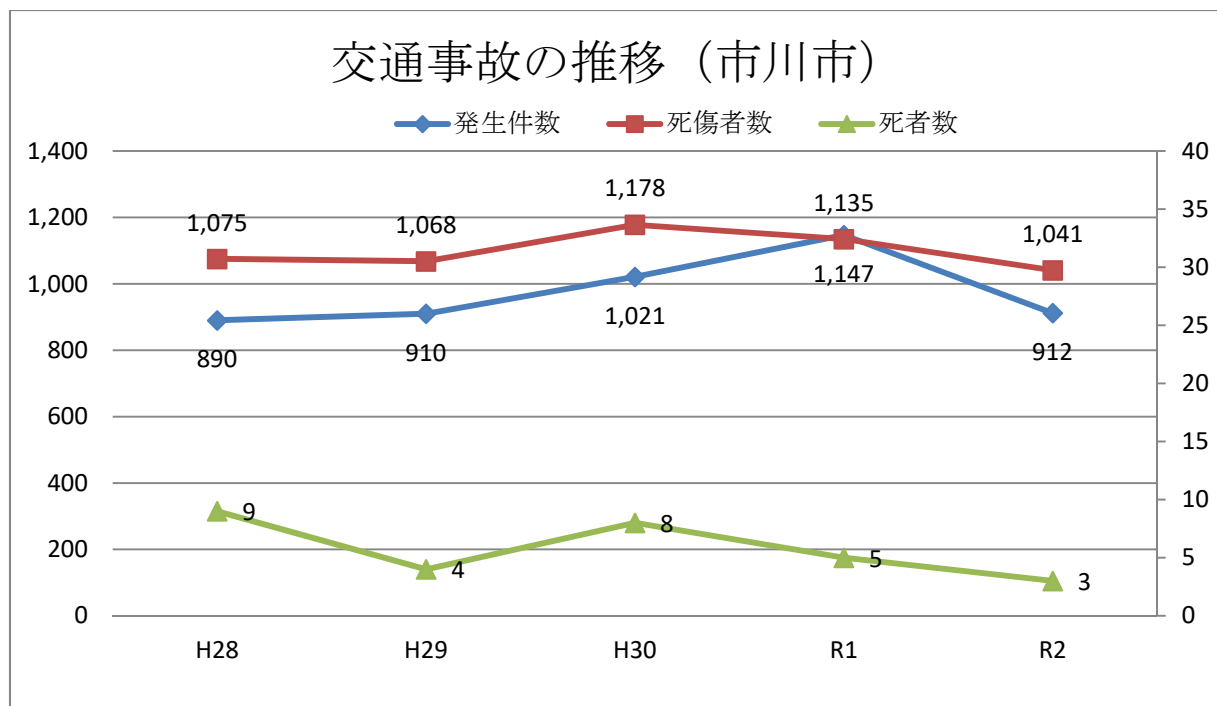
第1章 道路交通安全の目標

1 道路交通事故の現状と今後の目標

(1) 道路交通事故の現状

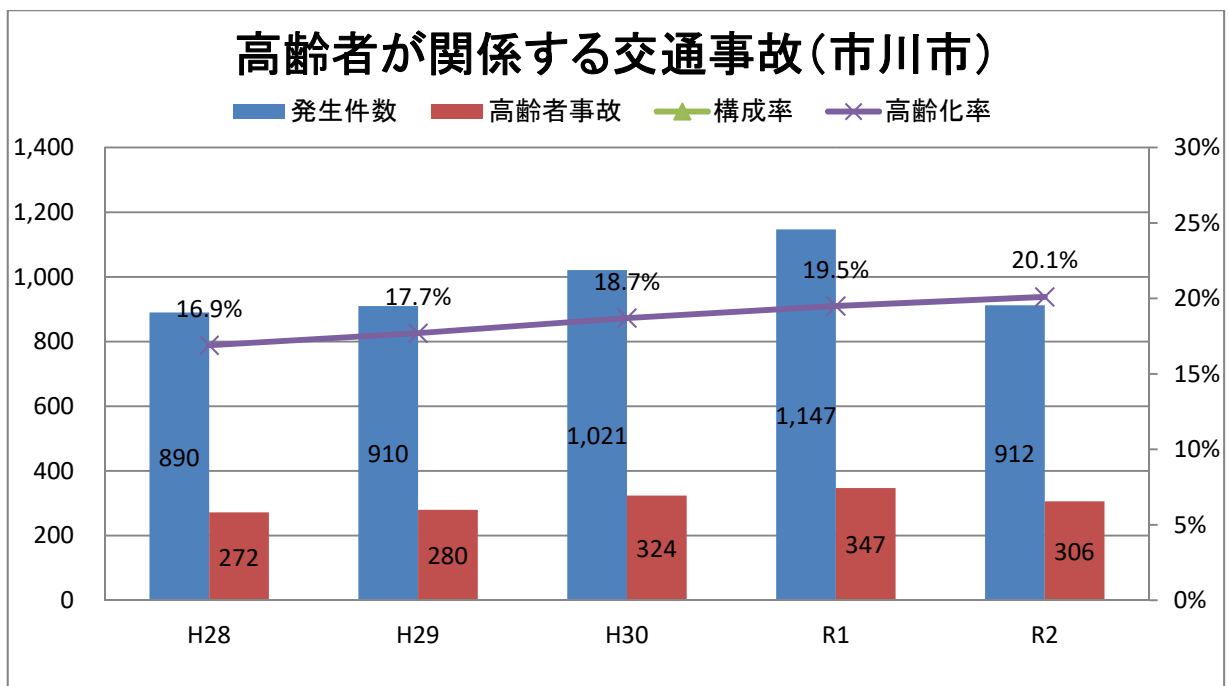
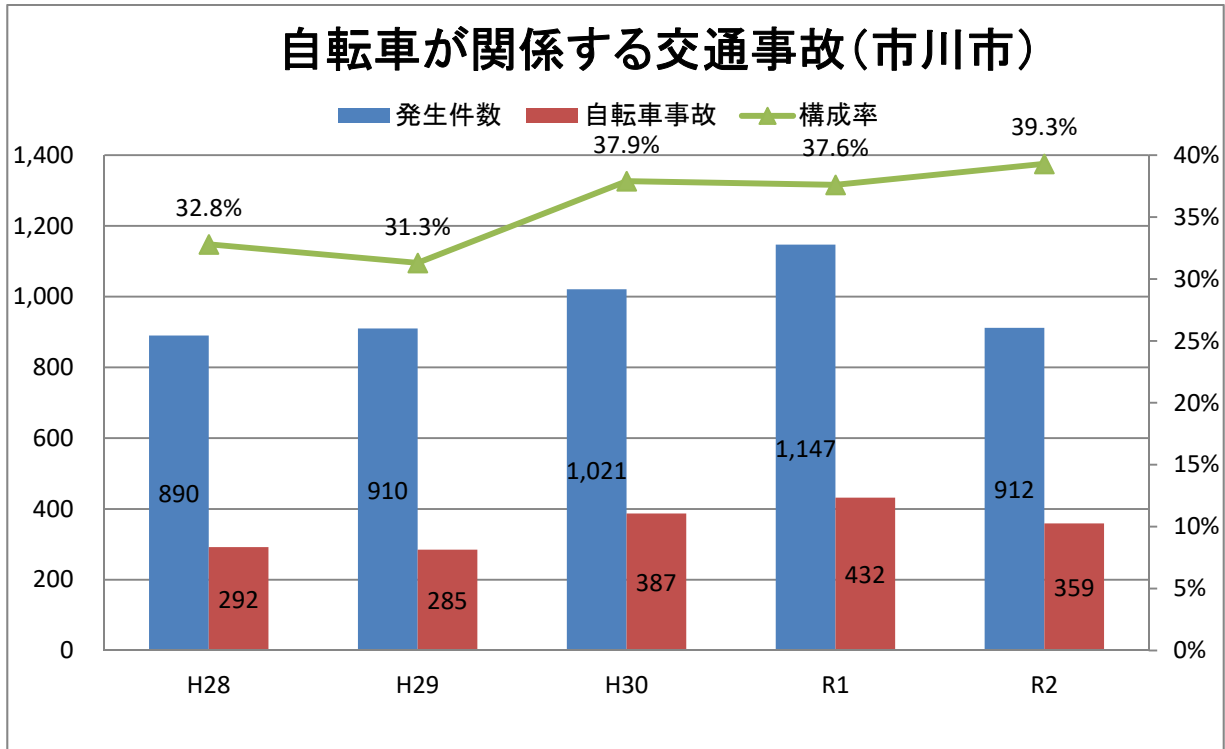
市内の交通事故状況は、年々増加の一途をたどっていましたが、令和2年の発生件数は912件と減少に転じ、死傷者数においては平成30年以降減少し、令和2年度は1,041人となり、近年は緩やかに減少しています。

また、第10次市川市交通安全計画で掲げた抑止目標（令和2年までに年間死者数を0人以下に、死傷者数を770人以下に抑止する）については達成することができませんでした。



(2) 交通死亡事故の特徴（平成28年～令和2年）

- ① 自転車に関する交通事故の発生件数は近年減少傾向にありますが、構成率は約4割近くを推移しています。
- ② 高齢者が関係する交通事故の割合は、高齢化率の上昇に伴い、上昇傾向にあります。



2 交通安全計画における目標

交通安全計画の最終目標は、交通事故のない「安全で安心して暮らせるまち」ですが、早急にこの目標を達成することは困難であると考えられます。そこで、当面の指標としては、本計画の計画期間である令和7年までに、以下の数値を本市の抑止目標として取り組みます。

	令和2年		令和7年
○ 交通事故発生件数	912件/年	→	804件以下/年
	[912件×0.882(減少率を11.8%として) = 804.38 ≒ 804件/年]		
○ 死傷者数	1,041人/年	→	900人以下/年
	[1,041人×0.865(減少率を13.5%として) = 900.46 ≒ 900人/年]		
○ 死者数	3人/年	→	0人/年

※減少率の算出

千葉県の実績のうち新型コロナウイルス感染症発生前の平成26年から平成30年の5カ年の減少率

		令和2年実績	令和7年目標
国の目標	24時間死者数	2,839人/年	2,000人以下/年
	重傷者数	372,315人/年	22,000人以下/年
県の目標	24時間死者数	128人/年	110人以下/年
	重傷者数	15,543人/年	1,300人以下/年

第2章 道路交通安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向性

近年、道路交通事故の発生件数と死傷者数が減少していることは、これまでの交通安全計画に基づいて実施されてきた施策に、一定の効果があつたものと考えられます。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、社会情勢や交通情勢の変化等に対応し、また、発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実して、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新規施策を推進します。

特に、次の5つの視点を重視して対策の推進を図ります。

なお、新たな感染症等による市民のライフスタイル・交通行動の変化や、交通事故発生状況・事故防止対策への影響については、本計画の期間を通じて注視するとともに、必要な対策を適宜検討してまいります。

【第1の視点】高齢者・子供の安全確保

本市では、高齢者が関係する交通事故の割合が増加傾向にあり、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全に外出できるような交通社会の形成が必要です。

それには、多様な高齢者の実像を踏まえた、総合的な交通安全対策を推進する必要があります。

高齢者をはじめとして多様な人々が身体機能の変化に関わりなく交通社会に参加することを可能にするため、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要です。

さらに、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、身近な地域における生活に密着した交通安全活動を推進します。

幼い子供は大人よりも視野が狭く、一つのものに注意が向くと周囲が目に入らなくなってしまう傾向があるため、安全確認を忘れて道路に飛び出すことにより、事故に遭う特徴があります。

また、下校時や放課後といった時間帯や、自宅近くの道路で交通事故が多いというのは、安心感や開放感による気の緩みで注意不足になってしまうことが原因と考えられます。

このため、日頃から安全確認の習慣をつけさせるため、心身の発達段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、自動車等による子供の被害を未然に防止する観点から通学路等における歩行空間の整備等を推進します。

【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上

安全で安心な交通社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子供、障がい者にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

こうした必要性を踏まえ、「人優先」の考え方の下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図ります。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のある所ではその信

号に従うことといった交通ルールの周知を図るとともに、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進するなど、歩行者の安全確保を図ります。

次に自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要があります。それには、全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、自転車損害賠償保険等への加入促進等の対策を推進します。

また、自転車利用者においても、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことを背景に、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、自転車を利用する幅広い世代に対して、世代に応じた交通安全教育等の充実を図る必要があります。自転車が持つ危険性の習得を図る事業を推進します。

さらに自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の整備を積極的に進めていきます。

駅前や繁華街の放置自転車等の問題に対しては、自転車等駐車場の整備や利用促進、放置防止策を講じることで、通行空間の確保や防災活動の円滑化を図り、良好な道路環境に努めます。

【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

生活道路では、地域住民の生活環境として歩行や自転車利用の際に安心して安全に利用出来る道路環境が必要ですが、現状では、交通混雑を避ける抜け道として通過交通が入り込むことにより、住民の安全性や環境が脅かされる状況が見られます。

住宅地や人が集中する地区の生活道路においては、「人優先」の考え方の下、自動車交通の規制を図りながら、歩行者専用または歩車共存道路として、歩行者等の安全性・快適性を確保することが必要です。

そのため、今後も生活道路における交通事故の危険性を極力低下させるため、道路交通環境の整備等について、関係機関との連携により、地域に応じた対策を推進します。

次に幹線道路の事故は、特定の区間・箇所集中して発生していることから、死傷事故率の高い箇所を重点的に改善するため、事故多発箇所での集中的な対策を実施する必要があります。

そのため、事故多発箇所の現地を診断し、その対応策について、各関係機関・団体等が整備、改善を実施する「共同現地診断」により、交通事故の防止に努めます。

また、東京外郭環状道路等の整備により道路環境が変化してきたことから、関連する幹線道路においても交通安全対策の更なる推進を図ります。

【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

市内で発生した交通事故のうち、その半数近くが市内居住者による事故であり、交通事故は、市民の居住する身近な地域で発生しているため、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみでの交通安全対策に取り組みます。

また、飲酒運転の根絶を目指すには、家庭、職場のほか、飲食店、酒類販売店の協力が不可欠であり、地域で協力して、飲酒運転の根絶を図ります。

第2節 道路交通安全の施策

交通事故をなくし道路交通の安全を確保するため、以下の5つの柱により交通安全対策を実施します。

- ① 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 救助・救急活動の充実
- ④ 被害者支援の推進と充実
- ⑤ 交通事故調査・分析の充実

【第1の柱】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、市民の自発的な参加を支援するとともに、交通安全に関する施策や交通事故発生状況等必要な情報を積極的に提供します。

また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については関係機関・団体と連携し、強力に推進します。

(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進

① 交通安全の日における活動の推進

ア 市民一人ひとりの活動の推進

交通安全は市民一人ひとりが自身の問題として考え、行動することが重要であることから、市民が家庭、学校、職場等において交通安全について話し合い、毎月10日の「交通安全の日」に、それぞれができる交通安全活動を積極的に実践するよう図ります。

また、自治会等が行う防犯活動と連携・協働して交通安全運動を促進し、地域における交通事故防止を図ります。

イ 関係機関・団体等における活動の推進

関係機関・団体等は、それぞれが交通安全の日における交通安全活動のテーマを設定し、職場等においてそれぞれの特性を生かした各種施策を展開し、交通事故防止を図る取り組みを促進します。

② 交通安全活動に関する情報提供の推進

交通安全に対する理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報やホームページ、SNS等を利用し、交通安全に関する情報を提供します。

③ 市民の意見を反映した交通安全の推進

交通安全対策に関する意見等を広く求めるため、ホームページを利用した意見の募集やe-モニターへのアンケート調査を実施し、多角的な意見募集に努めます。

④ 交通安全団体等への支援等

ア 交通安全協会

一般ドライバーを会員とした交通安全協会は、地域における交通安全の中核として、交通安全運動をはじめ、交通安全教育・広報等の様々な活動を展開するなど、重要な使命と役割を担っています。このため、交通安全協会に対する

必要な支援を行うとともに、各種の交通安全活動が、より一層自主的かつ積極的に活動できるように協力します。

イ 地区安全運転管理者協議会

安全運転管理者協議会は、道路交通法により、一定台数以上の自動車を使用している事業者が選任することを義務付けられた安全運転管理者によって組織された交通安全団体で、職域における交通安全を確保するため重要な使命と役割を担っています。

この活動を適正かつ効果的に運用するため密接な連携を図り、職域における安全運転管理の徹底を促進します。

ウ 地域交通安全活動推進委員協議会

地域交通安全活動推進委員協議会は、地域における道路交通に関するモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダーとして重要な使命と役割を担っています。

このため、地域交通安全活動推進委員協議会に対する必要な支援を行うとともに、より効果的な活動が行なわれるように推進します。

エ その他の団体・個人

幼児・児童の道路横断中の事故を防止するため、希望する団体・個人に啓発物やポスター、のぼり旗、横断旗等を提供し、地域における交通安全活動を支援します。

⑤ 市民参加型交通安全対策の推進

通学路交通安全プログラムに基づき、通学路安全推進協議会による通学路合同点検を実施し、通学路の危険箇所における安全対策を推進します。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

ア 期間を定めて行う運動

四季の交通安全運動を中心に、警察や交通安全団体と連携して市内の交通事故防止に向けた運動を展開します。

イ 日を定めて行う運動

千葉県が定める毎月10日の「交通安全の日」、毎月15日の「自転車安全の日」を中心として、市民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナー向上の実践を目的に、広報啓発や指導等の施策を推進します。

ウ 年間を通じて行う運動

子供と高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、夕暮れ時から夜間における視認性を高める交通事故防止策などの幅広い運動を行います。

② 交通安全に関する広報の推進

ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全意識の普及を図るため、警察や交通安全団体と密接な連携の下、駅前や大型商業施設などにおいて啓発キャンペーンを積極的に実施し、市民に対する広報啓発に努めます。

イ 広報媒体の積極的活用

市民一人ひとりが交通安全に関する関心と意識を高め、交通ルールの遵守とマナーの実践を習慣づけるため、広報紙やホームページ等を通じ、広報啓発を積極的に実施します。

ウ 交通安全ポスター

市内の小学校から交通安全ポスターを募集し優秀賞に選ばれた作品を、次年度の交通安全ポスターカレンダーとして作成し、市内の公共施設等に配布し、市民に対する広報啓発を積極的に推進します。

エ 交通安全団体・報道関係に関する資料・情報の提供

交通安全団体の主体的な活動を促進し、交通安全のための諸活動が積極的に行なわれるよう交通事故の分析等各種資料、情報等を提供します。

③ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、全ての座席におけるシートベルト着用、チャイルドシートの正しい着用を推進するため、関係機関・団体が一体となり、あらゆる機会での着用の徹底を図ります。

(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

高齢運転者による交通事故を減少させるため、運転に自信がなくなった高齢者の自主的な免許返納を促進します。

(4) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子供から高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利で手軽な乗り物ですが、近年、スポーツ自転車の普及やスマートフォンなどの携帯機器を使用しながらの運転などの影響により、自転車が加害者となる事故の発生が問題となっており、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

そのため、交通安全運動などのあらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの周知を推進する必要があります。

そこで、危険なルール違反を繰り返した違反運転者を対象とした「自転車運転者講習制度」の周知徹底を図ることで、自転車乗車中の交通違反による事故の発生を防止します。

ア 自転車安全利用キャンペーンの実施

毎年5月に実施する「自転車安全利用月間」及び毎月15日の「自転車安全の日」における、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施するとともに、交通安全協会、自転車軽自動車商協同組合等と連携し、街頭での自転車点検、安全指導を実施するなど自転車安全利用対策を推進します。

イ 自転車交通安全教室の開催

児童生徒及び高齢者等を対象に、警察、学校、自治会等と連携して、参加・体験型の交通安全教育等を推進し、自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。

ウ 自転車利用者への広報啓発

公共施設や駐輪場、自転車販売店などの自転車利用者が目にする機会の多い場所にポスター等を掲示するなど、より多くの自転車利用者に届くよう広

報を実施し、自転車利用者には自転車の交通ルールと正しい交通マナーの周知徹底を図ります。

② 自転車の点検整備の促進

交通安全教室や講習等において、日常点検実施の習慣化、自転車安全整備店における定期的な点検・整備を呼びかけ、自転車点検整備意識の徹底を図ります。

③ 自転車保険への加入促進

自転車に関係する交通事故の民事裁判において、数千万円にも及ぶ高額な損害賠償が命じられている事例を踏まえ、交通安全教室や講習等において、自転車保険の必要性を説明し、TSマーク¹などの各種自転車保険への加入促進を図ります。

④ 反射材の普及活用

薄暮時及び夜間における自転車の交通事故防止を図るため、明るい服装の着用や反射材の効果について周知させ普及を図ります。

⑤ 街頭における自転車安全利用の指導

市内主要駅周辺で自転車の安全利用に関する街頭指導を行うとともに、違反者への声かけ等を実施します。

⑥ 自転車乗車用ヘルメットの着用

転倒時に自ら防御姿勢を取ることが困難な幼児・児童等が転倒事故の際に頭部を負傷するリスクが高いことから、事故の際に頭部への衝撃を緩和する自転車乗車用ヘルメットの着用等について広報するとともに、小学校等と連携して自転車乗車用ヘルメットの着用推進を図ります。

⑦ 幼児二人同乗自転車の適正利用の推進

幼児二人同乗自転車の普及促進を図るとともに、保護者を対象とした交通安全教育において、幼児二人同乗自転車の安全な利用方法の指導を積極的に実施します。

⑧ 悪質・危険な運転者対策の強化

正しい交通ルールの浸透や交通マナーの向上を図るため、違反者に対し、街頭指導を行うとともに、交通安全の関係団体と連携し「自転車安全の日」を中心に自転車利用者への法令遵守の徹底を図ります。

また、自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、危険な自転車運転者に対する指導取締りを実施し、危険行為を繰り返したものに対する受講命令など同制度を適正に運用し、悪質・危険な運転者等への対策を強化します。

(5) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底のため、職場、家庭、飲食店等での取組を推進し、飲酒運転の追放を図るとともに、交通事故の更なる減少の

¹ Traffic Safety マーク。自転車安全整備店の自転車整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自動車であることを確認して貼付するマーク。傷害保険及び賠償責任保険が貸与されている。

ためには、悪質で危険な犯罪である飲酒運転の根絶対策が必要不可欠であることから、運転手はもとより、酒類提供・販売組合、飲食店等酒類提供者が連携した飲酒運転根絶活動や交通安全のキャンペーン等を通じて、飲酒運転の根絶に対する意識が一過性のものとならないよう、意識の徹底を図ることにより、「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」社会環境づくりを推進します。

(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児が道路を通行する際に必要な安全知識を提供するためだけでなく、将来にわたって道路を通行するときに必要な交通安全意識と実践する力を養うためにも、幼少期からの教育は必要不可欠です。

そこで、幼稚園・保育園等と連携し、参加・体験型の歩行安全教育を推進します。

イ 家庭に対する広報活動等の推進

幼児のいる家庭での交通安全に対する意識を高め、家庭での交通安全の話し合いや会話がもたれるように、関係機関・交通安全団体と連携・協力し、積極的な情報提供、広報活動などの働きかけを実施します。

② 児童に対する交通安全教育

ア 小学校における交通安全教育の推進

小学生は、登下校や自転車の利用等により幼児期に比べ行動範囲が著しく広がり、保護者から離れて複数で行動する機会が増えるため、小学校においては、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を修得させるとともに道路及び交通の状況に応じて具体的な安全行動が習得できるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

イ 指導資料等の配布

交通安全に関するリーフレット等を配布し、児童だけでなく保護者も日常生活における交通安全意識の高揚を図ります。

ウ 交通安全教育事業の推進

市内の小学生を対象として参加・体験型の歩行安全教育、自転車安全利用教育を推進するとともに、関係教職員を交通安全教育の指導者として育成することにより、学校等における段階的、体系的かつ実践的な交通安全教育が主体的に行われるよう推進します。

③ 中学生・高校生に対する交通安全教育

スケアード・ストレイト教育技法²による自転車交通安全教室や自転車安全利用講習会の開催など、警察や学校等と連携・協力を図りながら、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、自己及び他の人々にも配慮した安全行動ができるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

④ 成人に対する交通安全教育

大学や自治会、企業等の団体を対象として、自転車の交通ルールやマナー向上についての講習会を開催し、受講者の自転車利用に対する安全意識の高揚を図ります。

⑤ 高齢者に対する交通安全教育

自治会、高齢者クラブ、シルバー人材センター等の会員を対象に、高齢者を対象とした交通安全教室の開催を推進します。

特に、夜間事故防止のため、視認性の高い服装、反射材等を積極的に活用するよう高齢者に指導を行います。

⑥ その他の対象への交通安全教育

障がい者や外国人など、特段の配慮が必要な人へは、きめ細かい講習の内容や指導方法による交通安全教育を推進します。そこで、関係団体等と連携を図りながら、幼児から社会人まで、心身の発達段階やライフステージに応じて段階的かつ体系的に行います。

(7) 効果的な交通安全教育の推進

① 交通安全教育指導者の育成

幼児から高齢者にいたるまでの交通安全教育を推進するため、講習会等を通じて交通安全教育指導者の育成を図ります。

② 交通安全教育の推進

ア 交通安全指導

市民に対する交通安全教育を推進するため、市内の幼稚園・保育園・小中学校・高校大学・自治会・企業等において交通安全教室を開催します。

イ 交通公園

交通公園(東菅野児童交通公園、南沖児童交通公園)では、信号機、交差点、横断歩道等がある模擬道路にて、自転車、足踏みカートなどを利用し、子供が楽しみながら交通知識や交通ルールを身につけることができるよう努めるとともに、親子で交通ルールを学べる指導を行います。

また、設備の更新を適宜行うことで、子供が安全に利用できる環境を提供します。

² 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育法。スタントマンが事故現場を再現することで、交通事故の怖さや交通ルールを学ばせる方法。

【第2の柱】 道路交通環境の整備

交通事故の防止と交通の円滑化を図るには、「人優先」の考えの下、人間自身の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るため道路交通環境の整備が必要です。そのため、道路の整備、交通安全施設の整備、総合的な駐車対策を進めます。

特に、道路交通においては、歩道の整備を積極的に実施するなど、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、「人優先」の交通安全対策を更に推進します。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において、歩行者や自転車利用者等の安全な通行を確保するための取組みを推進します。

② 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における児童等の安全を確保するため、「通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を推進します。また、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校や教育委員会、警察、保育所、幼稚園等及びその所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

③ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

歩行者の安全で円滑な通行を確保するため、歩行者等の交通事故が発生する危険性の高い区間等について歩道を整備するとともに、バリアフリー化をはじめとする安全・安心な歩行空間を整備します。

④ 無電柱化の推進

無電柱化により歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性を確保するとともに、災害が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を推進します。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

① 事故危険箇所対策の推進

交通事故が多発している交差点などに対する集中的な事故抑止対策のため、当該箇所においては、交差点の改良、歩道、防護柵、区画線、道路照明灯、視線誘導標の設置、道路標識の整備等の対策を推進します。

② 適切に機能分担された道路網の整備

交通の安全を確保するため、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう体系的な道路整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。

ア 県内外の地域間交流を支える道路の整備

渋滞対策をはじめ、日常生活に密着した道路などについて、整備を推進

します。

イ 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備を推進し、交通の効果的な配分を行い、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発などの防止を図ります。

③ 道路改良による道路交通環境の整備

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な移動を確保するため、歩道等の交通安全施設の整備を積極的に推進します。

(3) 交通安全施設等の整備促進

① 効果的な交通安全施設等の整備

道路における、交通の状況、交通事故発生状況等に応じた効果的な交通安全施設の整備を推進します。

交通安全施設の整備に際しては、市民等から寄せられる各種要望や交通環境等をもとに道路管理者と警察等が検討・共同して取り組みます。

② 生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進

通学路や自動車交通量の多い生活道路においては、学校や警察と連携を図りながら、歩行者と自転車利用者に係る死傷事故の抑止を図るため、自動車に対する交通規制、自動車の速度を低下させる物理デバイスやカラー舗装の整備、まごころ道路の整備、ゾーン30の指定、自転車の通行位置を示すピクトグラム等の設置に努めます。

③ 交差点・カーブ対策の推進

交通事故発生の危険性がある交差点・カーブ区間に対して、ドット線、視線誘導標、道路照明灯等の整備を推進します。また、信号機のない交差点においてはドット線、交差点クロスマークの設置、カラー舗装などによる交差点存在の明確化、線形の明確化に努めます。

④ 夜間事故防止対策の推進

夜間における視認性を高めるため、交差点やカーブに道路照明灯、道路標識の設置、道路標示の高輝度化に努めます。

(4) 自転車利用環境の総合的整備

① 自転車走行空間の整備

「市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画」等に基づき、歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、自転車レーン等の自転車走行空間の整備を推進します。

② 自転車等駐車場の整備及び利用の促進

駐輪需要が高い地域の放置自転車の解消を目指し、鉄道事業者や地域と協力して、計画的に自転車等駐車場を整備し、その利用を促進します。

③ 街頭指導員の配置

自転車の放置を防ぎ、安全な歩行空間を確保するため、街頭指導員を各駅周辺に配置し、自転車を放置しようとする者を駐輪場に誘導するとともに、放置された自転車の整理を行います。

④ 放置自転車の撤去

放置抑止策として、放置禁止区域内または公道にある放置自転車の撤去を行います。

⑤ 駐輪秩序の確立

路上駐輪を防止し、駅周辺の駐輪需要を適正かつ効率的な利用促進を図るため、駐輪場の利用促進に努めます。

⑥ 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

放置自転車等の問題を関係機関と連携・協力して広く市民に訴え、その解消を図るための放置自転車クリーンキャンペーンを積極的かつ計画的に実施します。

(5) 交通需要マネジメントの推進

コミュニティバスの運行や路線バスの利便性向上に対する支援など、公共交通機関の利用促進を図り、自動車交通からの利用転換を図ります。

(6) 災害に備えた道路交通環境の整備

① 災害発生に備えた安全の確保

地震、豪雨等による災害が発生した場合においても、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、道路の安全性に関する点検を強化し、関係機関とともに迅速な対応ができるよう緊急補修体制を確立します。

② 災害発生時における交通規制等

災害発生時は、消火や救出活動、避難活動など、緊急活動道路等の確保が大きな課題となることから、市川市地域防災計画に基づき、被災市街地対応本部において、道路橋梁の被災状況等の情報収集に努め、交通規制等が速やかに実施されるよう対処します。

さらに、道路法(昭和27年法律第180号)に基づき、道路、橋梁等の損壊、放置車両、ビル等の倒壊により道路が遮断された場合、また、二次災害の発生を防止するために通行禁止及び迂回措置をとるための交通規制等を関係機関の協力の下適切に実施します。この場合、災害の状況や交通規制等に関する情報を迅速に交通利用者へ提供します。

③ 災害発生時における情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、道路利用者等へ情報提供を行います。

また、通行可能な道路網の把握と緊急輸送道路や緊急活動道路の確保に向けた情報の収集・提供に努めます。

復旧や緊急輸送道路、緊急活動道路の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路冠水センサー等の道路交通に関する情報提供装置の整備を推進するとともに、道路交通情報の一括集約を図り、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進します。

(7) 総合的な駐車対策の推進

路上駐車による交通阻害や事故の危険性を防止するため、警察と協力して駐車対策を実施することで、秩序ある道路の確保を推進します。

① 宅地開発事業等による駐車場整備の推進

駐車需要が生じる一定規模以上の建築物の開発に対して、「市川市宅地開発事業に係る手続き及び基準等に関する条例」、「大規模小売店舗立地法」等の運用により、適切な規模の駐車場の整備を図ります。

② 既存駐車施設の有効利用

路上駐車を防止し、駅周辺の駐車需要を適正かつ効率的な利用促進を図るため、ホームページ等により、時間貸し駐車場等の利用を促進します。

(8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

① 道路の使用及び占用の適正化等

ア 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理について指導します。

また、道路工事等による道路使用許可の適正な運用及び道路使用許可条件の履行等の確認に努めます。

イ 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、必要かつ適切な措置を講ずることによりその排除、撤去を行うとともに、不法占用物件等の防止を図るための啓発活動を沿線住民等に対して積極的に行います。

ウ 道路の掘り返しの抑制等

道路の掘り起こしを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

エ 大規模事業等への先行対策の推進

都市計画事業や大規模開発事業、大規模小売り店舗等の建設に際し、地域の交通状況を勘案した上、計画の段階から安全の確保、周辺交通に与える影響の軽減等について交通管理上必要な指導を行います。

② 子供の遊び場等の確保

ア 都市公園等の整備

路上における遊びや運動による交通事故防止のため、街区公園を始めとする都市公園や多目的広場等の整備を推進します。

イ こども館等の活用の促進

市街化、核家族化、女性の就労等の増加により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、遊び場の不足、交通事故の発生など、家庭や地域における児童健全育成上憂慮すべき事態が進行していることから、地域における安全の確保と健全育成の拠点となるこども館等の活用を促進します。

③ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象時等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

また、道路との関係において必要とされる車両寸法、重量等の最高制限を超える車両の通行の禁止又は制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図ります。

【第3の柱】救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため高速道路を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等の関係機関による緊密な連携・協力を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備や**バイスタンダー**³による応急手当の普及等を推進します。

(1) 救助・救急体制の整備

① 大規模事故における広域応援体制の整備

大規模事故の際には、本市の消防力だけでは対応困難な状況があるため、近隣消防機関及び緊急消防援助隊等の広域応援体制を有効に活用した救助・救急体制を構築します。

② 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるためには、現場におけるバイスタンダーにより、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当が一般に行なわれるようにする必要があります。

このため、年間を通じ地域住民、学生、事業所を中心に応急手当の知識・技術の普及を図ります。

また、「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、広報啓発活動を積極的に推進し、応急手当の普及を図ります。

③ 救急救命士の養成・配置等の推進

プレホスピタルケア⁴の充実強化を図るため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるように養成を図るとともに、救急救命士の処置範囲拡大により可能となった心肺停止前の静脈路確保及び輸液を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。

また、プレホスピタルケアにおける救急救命士を含めた救急隊員の行う応急処置等の質を確保するメディカルコントロール⁵体制の充実を図ります。

④ 救助・救急施設の整備の推進

救助・救急業務の円滑かつ適切な遂行を図るため、救助・救急資機材の整備・促進を図ります。

³ 事故や災害の現場に居合わせた第三者のこと。

⁴ 急病人などを病院に収容する前に行う応急手当、病院前救護。

⁵ 救急患者を現場から医療機関に搬送する間に医師以外の者が医療行為を実施する場合、医師が必要な処理を指示あるいは指導して、それらの医療行為の質を保証するもの。

⑤ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

救助隊員、救急隊員が交通事故現場で迅速、確実な活動を遂行するためには、より高度な知識・技術を習得する必要があることから、関係機関等が行う研修会やシンポジウム等に積極的に参加させ、隊員のレベルアップを図ります。

(2) 救急医療体制の整備

救急医療体制の整備については、地元医師会等の協力を得て初期救急医療機関である市川市急病診療所及び休日急病等歯科診療所の運営を継続します。

また、初期救急医療機関で対応できない入院や手術を必要とする患者については、後方医療機関である二次救急医療機関の輪番制により対応し、頭部損傷等の重篤救急患者については、三次救急医療機関である船橋市立医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院等の救命救急センターへの要請を行います。これに加え、市川市独自の体制として、市川・浦安地域の5病院が輪番制で三次救急医療に準じた2.5次救急医療を行なっており、救急医療体制の充実を図るとともに、救急医療に対する知識の普及・啓発を図ります。

(3) 救急関係機関との協力関係の確保等

① 救急関係機関との協力関係の確保等

救急業務の高度化が図られるよう救急救命士に対する指示体制(ホットライン等)、救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図ります。

② 迅速な救急体制事業の推進

交通事故等で負傷した患者については、重症である可能性が高いことから、医師等が同乗することにより、速やかな救命医療を開始することができ、また、高度な医療機関への迅速な収容により、重篤患者の救命率の向上及び後遺症の軽減が図れるドクターヘリやラピッドカーの積極的な活用を推進します。

【第4の柱】 被害者支援の充実と推進

交通事故相談体制の確保

交通事故被害者は、交通事故により肉体的、精神的、経済的に多大な打撃を受け、または掛け替えのない生命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われています。交通事故被害者を支援するため、交通事故相談、交通事故被害者等に対する連絡制度の充実を図るとともに、その心情に配慮した対策を推進します。

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通事故により、父または母が死亡となった交通事故被害者を救済するため、「市川市遺児手当支給条例」に基づき、その児童を養育する方に手当を支給し、児童の健全な育成と福祉の増進を図ります。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

① 相談業務の充実

交通事故による被害者、その家族や遺族の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するため、専任の相談員による、被害者等の心情に配慮したきめ細かい相談業務や心のケア対策の実施に努めます。

② 交通事故相談活動の推進

損害賠償など、交通事故による被害者等の抱える問題に適切に対応するため、相談内容の多様化、複雑化に対処するため、広報紙やホームページ等の活用により交通事故当事者に対し、広く相談の機会の提供を図ります。

【第5の柱】交通事故調査・分析の充実

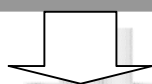
交通事故多発箇所の共同現地診断

交通事故が多発している箇所、若しくは今後、交通事故の発生が懸念される箇所について、警察や道路管理者などの関係機関・団体と共同して現地診断を実施し、道路交通環境の観点から交通事故の発生原因及び対策を検討し、各管理者が対策を実施することにより、交通事故防止を図ります。

第2編 鉄道交通の安全

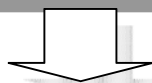
1. 鉄道事故のない社会を目指して

鉄道は、多くの市民が利用する生活に欠くことのできない交通手段です。市民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な列車事故やホームでの事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していきます。



2. 鉄道交通の安全についての目標

乗客の死者数ゼロを目指します



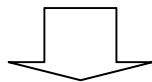
3. 鉄道交通における安全対策

鉄道交通における交通事故防止対策の3つの視点

第1の視点 重大な列車事故の未然防止

第2の視点 利用者等の関係する事故の防止

第3の視点 それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進



鉄道交通における交通事故防止対策の3つの柱

第1の柱 鉄道交通環境の整備

第2の柱 鉄道交通の安全に関する知識の普及

第3の柱 救助・救急活動の充実

第2編 鉄道交通の安全

第1章 鉄道交通における安全対策

第1節 鉄道交通における今後の方向性

本市における鉄道事故及び踏切事故は、過去5年発生していないことから、引き続き、事故の発生ゼロを目指します。

また、多数の乗客を輸送する電車との衝突事故は甚大な被害をもたらす重大事故に直結するため、あってはならないものであり、電車の適正な運行管理と鉄道施設の維持管理により、未然防止が図られる必要があります。

さらに、踏切道においては、構造の改良や踏切設備の安全対策と同時に、交通の円滑化などにも影響することを考慮しなければならないため、下記の視点に基づき、今後も関係機関との連携の下、鉄道交通における交通事故防止をさらに推進していくものとします。

【第1の視点】 重大な列車事故の未然防止

【第2の視点】 利用者等の関係する事故の防止

【第3の視点】 それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進

第2節 鉄道交通の施策

鉄道における事故をなくし、市民の安全を確保するため、以下の3つの柱を中心に交通安全対策を推進します。

【第1の柱】 鉄道交通環境の整備

鉄道における交通事故を未然に防止するためには、踏切や軌道敷における安全施設が適正に整備・管理されていることが重要であることから、関係機関による対策の実施を推進します。

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を定期的実施するとともに、台風や大雨など鉄道の運行に影響を与える気象情報を的確に把握し、危険箇所への対策や適正な運行管理を図ることにより、脱線・転覆等の事故の未然防止を推進します。また、駅構内においては、高齢者や障がい者等の安全に十分配慮し、バリアフリー化を今後も推進するとともに、プラットホームにおける転落事故の未然防止対策として、ホームドアや内方線付点状ブロック等の整備を推進します。

(2) 踏切道の改良

市内の京成本線の踏切が29箇所あり、今後、都市計画道路の整備に併せて立体化による踏切除去を推進します。

【第2の柱】 鉄道交通の安全に関する知識の普及

鉄道上での交通事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加え、利用者・周辺住民等の理解と協力が必要です。

そのため、市民に対して踏切通行時の危険性や安全確認に関して、交通安全に関する講習会等で周知を図るほか、踏切事故等の発生箇所や危険性の高い踏切道において、警戒標識や路面表示等により、道路利用者に注意を促すよう対応を図ります。

【第3の柱】 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助、救急活動を迅速かつ確実にを行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、災害派遣医療チーム、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進します。

市川市 道路交通部 交通計画課

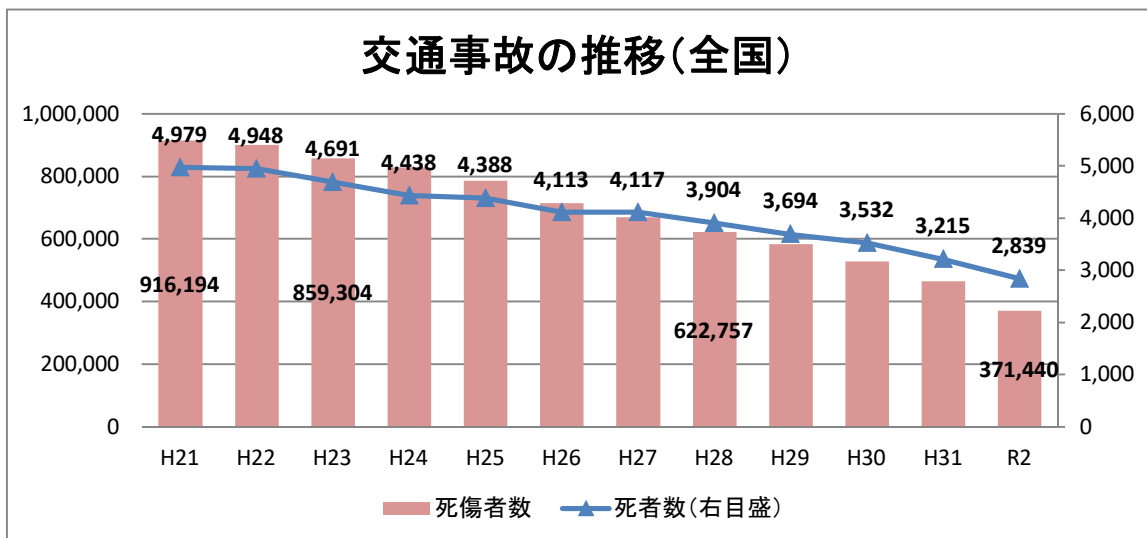
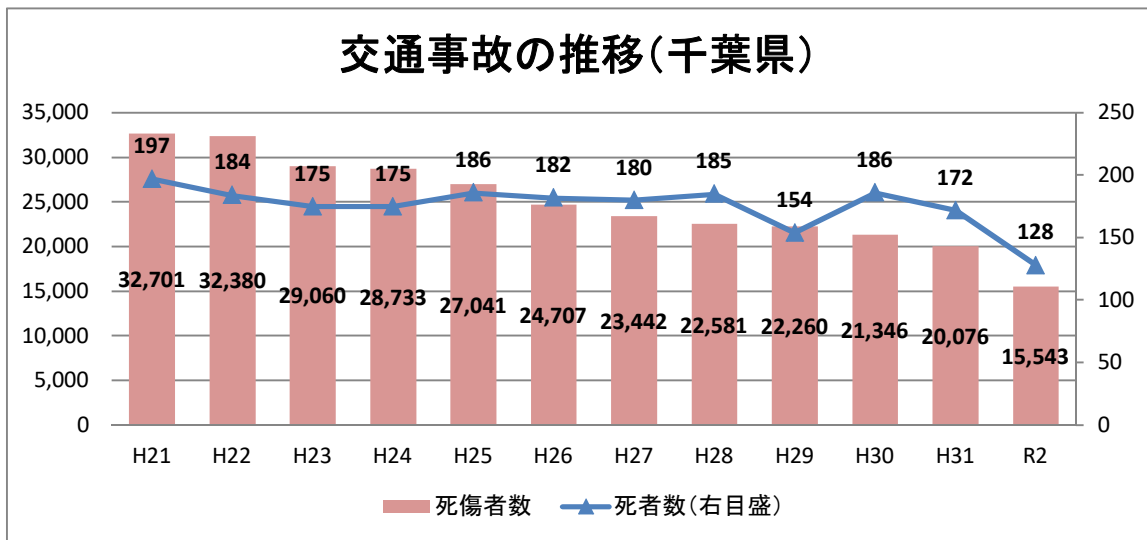
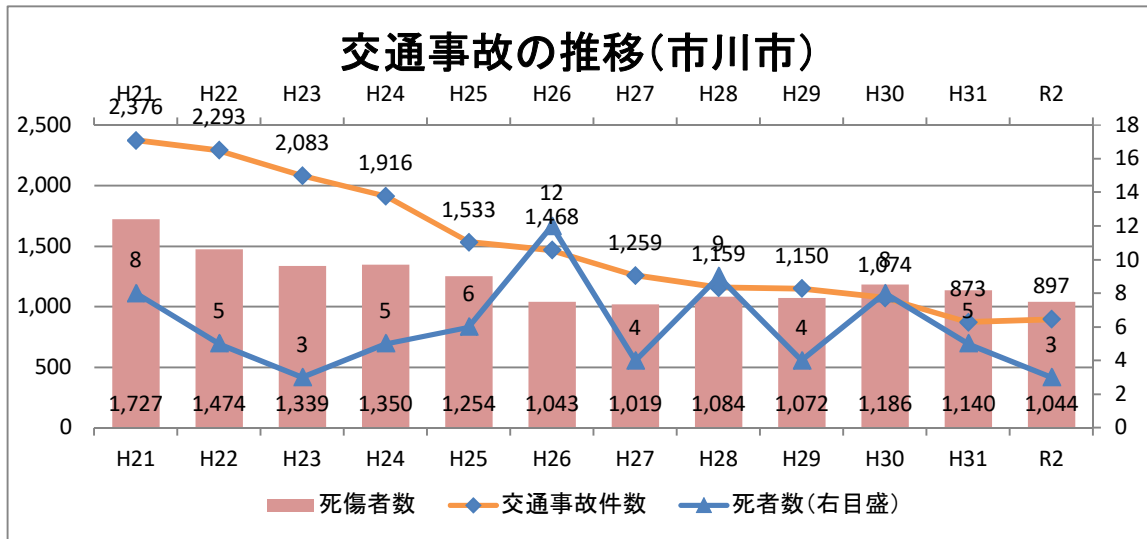
〒272-8501

千葉県市川市南八幡2丁目20番2号

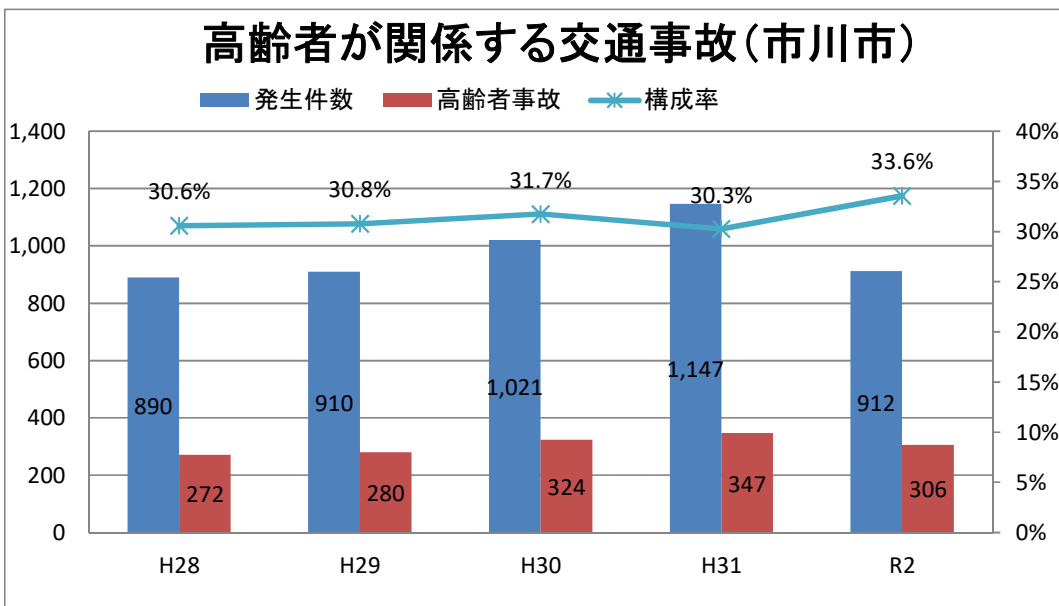
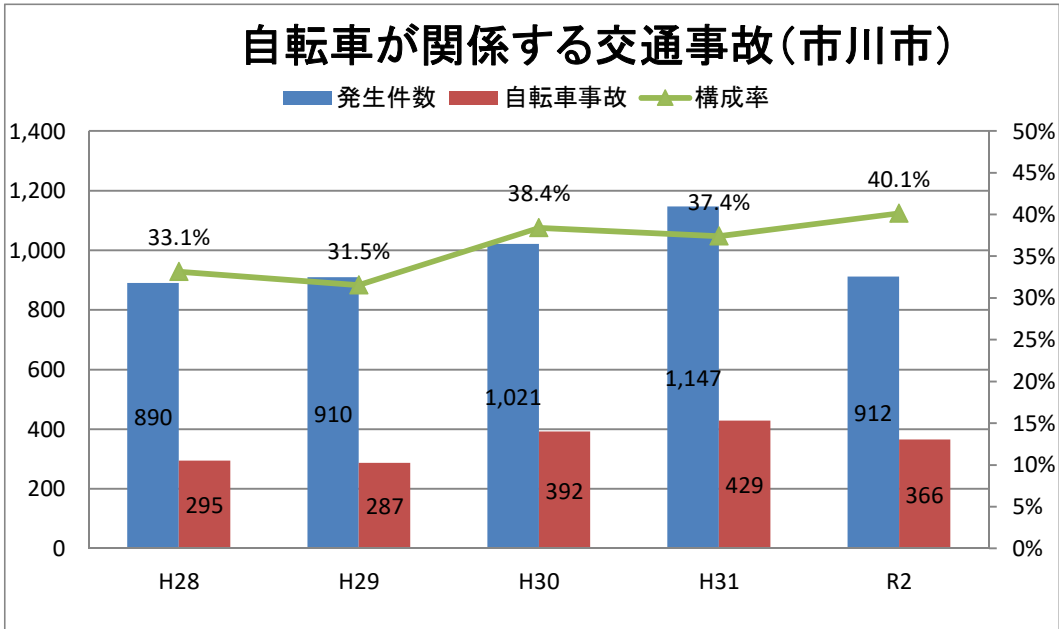
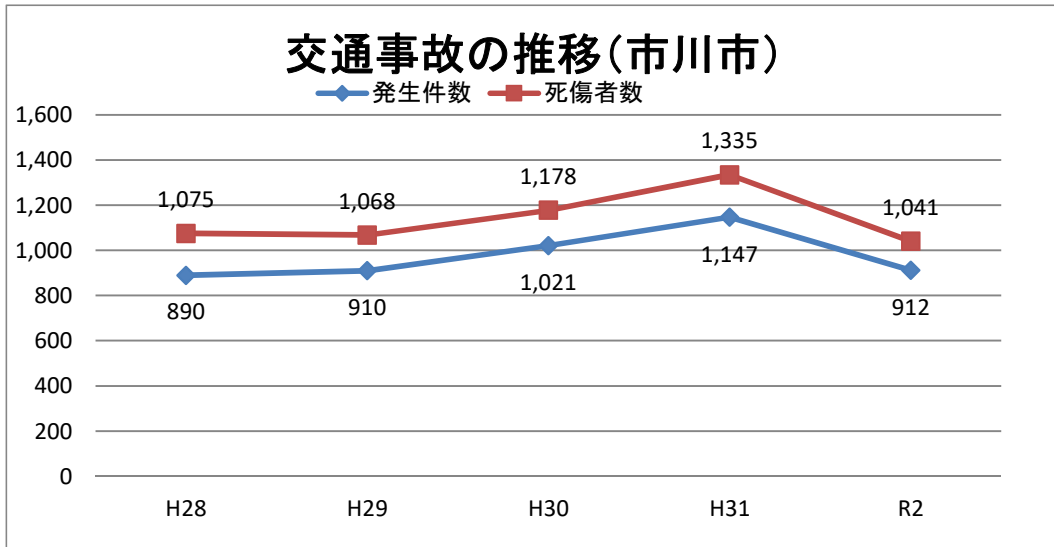
市川市役所 第2庁舎

TEL047-712-6341 (直通)

交通事故の抑止目標に関する資料①



交通事故の抑止目標に関する資料②



第11次市川市交通安全計画の重点事項について

◎計画の重点事項について

「道路ネットワークの整備」や「高齢者人口の増加」など本市の特性や交通環境・社会事情の変化を踏まえ、年齢を問わず自転車利用者も増加し、自転車利用に関するルールやマナー遵守への対応が急務であることから「交通安全意識の高揚」に関する施策の充実を図るとともに、特に「高齢者」「自転車利用者」といった対象を重視した交通安全対策を推進する。

○重点事項1: 自転車の安全利用対策の強化

- 交通安全運動の推進(10ページ)
自転車安全利用について、年4回の交通安全運動期間において、広報紙やイベント等による周知
(R1実績:23回)
- 自転車の安全利用に係る広報活動の推進(11ページ)
広報紙、ホームページ、注意喚起の看板等設置、街頭啓発活動の実施
(R1実績:広報誌5回、街頭啓発36回)
- 自転車の点検整備の促進や保険の加入(11~12ページ)
交通安全教室や講習会等において点検整備と保険加入の周知及び啓発
(R1実績:交通安全教室 166回 16,789人、講習会 38回 5,633人)
- 反射材の普及活用(12ページ)
警察や交通安全関係団体と協働で毎月15日の「自転車安全の日」における自転車安全利用キャンペーンでの反射材を配布
(R1実績:36回)
- 街頭における自転車安全利用の指導(12ページ)
市内主要16駅周辺で市民マナー条例推進指導員が自転車安全利用の声掛けを実施
(R1実績:3,455件)
- 自転車乗車用ヘルメットの着用(12ページ)
小中学校での交通安全教室や講習会等においてヘルメット着用の促進
(R1実績:交通安全教室 47校 7,901人、講習会 38回 5,633人)
- 幼児二人同乗自転車の適正利用の推進(12ページ)
幼稚園・保育園の交通安全教室において保護者向けに自転車のルールについて周知
(R1実績:交通安全教室 119園 8,888人)
- 悪質・危険な運転者対策の強化(12ページ)
自転車の運転による交通の危険を防止するための講習
(R2実績:市川警察 2件、行徳警察 0件)
- 児童から高齢者に至るまでの交通安全教育(12~14ページ)
児童、生徒、学生、自治会等を対象とした自転車安全利用に関する教室や講習の実施
(R1実績:中学校 6校 3,383人、高校・大学 6校 1,908人、高齢者等 3回 71人)
- 交通安全教育の推進(14ページ)
交通公園を利用した幼児、児童、保護者等に対する交通安全指導
(R1実績:東菅野 38,644人、南沖 58,073人)
- 自転車走行空間の整備(15ページ)
「市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画」に基づき、自転車走行レーン等の整備を促進
(R2実績:施工箇所4箇所、施工延長1,460m)

○重点事項2:高齢者の交通安全対策の強化

- 交通安全運動の推進(10ページ)
年4回の交通安全運動期間において、広報紙やイベント等による周知
(R1実績:23回)
- 高齢者宅訪問活動の推進(11ページ)
高齢者の自宅を直接訪問し、交通安全の啓発物を配布し、交通安全意識の高揚を図る
(R1実績:なし)
- 運転免許自主返納に対する優遇措置(11ページ)
免許返納者への満点エコボカード2枚進呈
(R2実績:92人、184枚)
- 高齢者に対する交通安全教育(13ページ)
高齢者を対象とし交通安全講習を開催
(R1実績:1回 30人)
- 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備(15ページ)
主要駅を重点地区として歩道バリアフリー化等の「人にやさしい道づくり」を進める
(R2実績:1箇所、93m)

第10次市川市交通安全計画 施策実施状況一覧

第10次市川市交通安全計画(素案)の体系		施策の概要	実施事業の実績					今後の事業の方向性	担当課
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度		
第1の柱 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	番号	(1)市民総参加でつくる交通安全の推進							
	1	①交通安全の日における活動の推進	毎月、市川・行徳警察署と協働で街頭指導において自転車安全利用、シートベルト着用啓発等を実施	44回	42回	45回	37回	11回	継続 交通計画課
	2	②交通安全活動に関する情報提供	交通安全イベント及びキャンペーン、街頭啓発、ホームページ、広報紙などによる周知	イベント、啓発 49回 広報紙 6回	イベント、啓発 51回 広報紙 4回	イベント、啓発 50回 広報紙 6回	イベント、啓発 40回 広報紙 5回	イベント、啓発 11回 広報紙 5回	継続 交通計画課
	3	③市民の意見を反映した交通安全の推進	市民からの要望に加え、eモニター制度を活用した交通安全対策に関するアンケートを実施し、施策に反映。	市民ニーズ406件	市民ニーズ432件 eモニターアンケート 「ご当地ナンバー及び図柄入りナンバーの導入について」	市民ニーズ345件 eモニターアンケート 「図柄入りナンバーに関するアンケート」「自転車保険の加入状況について」	市民ニーズ332件	市民ニーズ361件	継続 交通計画課
	4	④交通安全団体等への支援等	市川・行徳交通安全協会、市川・行徳地域交通安全活動推進委員協議会、市川市交通安全母の会の5団体に対して補助金を交付。その他啓発物や会員への講習を実施。	各団体への補助金の交付、啓発物や情報の提供等。	→	→	→	→	継続 交通計画課
	5	⑤市民参加型交通安全対策の推進	通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関による通学路合同点検を実施し、危険箇所における安全対策を推進する。	小学校 11校 点検箇所 39箇所	小学校 11校 点検箇所 27箇所	小学校 11校 点検箇所 40箇所	小学校 11校 点検箇所 36箇所	小学校 11校 点検箇所 45箇所	継続 保健体育課 道路安全課
			(2)地域でつくる高齢者交通安全対策の推進						
	6	①高齢者宅訪問活動の推進	交通安全運動に伴う高齢者宅訪問活動による、交通安全意識の高揚	-	→	→	→	→	継続 交通計画課
	7	②運転免許自主返納に対する優遇措置	免許返納者への満点エコボカード2枚進呈	エコボカード 264枚 実人数 132人	エコボカード 168枚 実人数 84人	エコボカード 120枚 実人数 60人	エコボカード 256枚 実人数 128人	エコボカード 184枚 実人数 92人	継続 ボランティア・NPO課
			(3)飲酒運転の根絶						
	8	①職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開	交通安全運動期間中に重点目標として、飲酒運転根絶を街頭啓発、広報紙、ホームページに掲載。	広報紙 4回 啓発活動 14回	広報紙 4回 啓発活動 16回	広報紙 4回 啓発活動 16回	広報紙 4回 啓発活動 15回	広報紙 4回 啓発活動 9回	継続 交通計画課
	9	②「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり	飲酒運転追放市川駅・真間駅周辺地域協議会による飲酒運転根絶に関する啓発活動	駅前街頭啓発活動	→	→	→	→	継続 交通計画課
			(4)自転車の安全利用の推進						
	10	①自転車の安全利用に係る広報活動の推進	広報紙、ホームページ、注意喚起の看板等設置、街頭啓発活動の実施	広報紙 5回 街頭啓発 34回	広報紙 5回 街頭啓発 31回	広報紙 5回 街頭啓発 38回	広報紙 5回 街頭啓発 36回	広報紙 5回 街頭啓発 11回	継続 交通計画課
	11	②自転車の点検整備の促進	交通安全教室や講習会において、自転車の定期的な点検整備の意識徹底を図る。	75回 6,714人	87回 6,395人	80回 6,735人	75回 6,686人	48回 4,010人	継続 交通計画課
	12	③自転車保険への加入促進	講習会等において自転車保険の必要性を説明し、TSマークなどの各種保険への加入促進を図る。	75回 6,714人	87回 6,395人	80回 6,735人	75回 6,686人	48回 4,010人	継続 交通計画課
	13	④反射材の普及	警察、交通安全団体と協働で毎月の自転車安全利用キャンペーンで反射材を配布。	34回	31回	38回	36回	11回	継続 交通計画課
	14	⑤自転車安全利用指導員による指導の実施	市内主要16駅周辺で市民マナー条例推進指導員が自転車安全利用の声かけを実施。	16,670件	9,084件	7,049件	3,455件	3,101件	継続 交通計画課
	15	⑥自転車乗車用ヘルメットの着用推進	講話で小中学生や保護者を対象にしたヘルメット着用の促進	40校 3,995人	41校 4,022人	43校 3,866人	42校 3,801人	47校 4,000人 ※チラシ配布	継続 交通計画課
	16	⑦幼児二人同乗自転車の適正利用の促進	保護者を対象とした交通安全教育において、幼児二人同乗自転車の安全利用の指導を行う。	566人	576人	533人	285人	-	継続 交通計画課
			(5)交通安全に関する普及啓発活動の推進						
	17	①交通安全運動の推進	年4回の交通安全運動期間において、広報紙、ホームページ、イベント、街頭啓発等を実施。	25回	29回	23回	23回	17回	継続 交通計画課
	18	②交通安全に関する広報の推進	小中学校の児童、生徒から募集した交通安全ポスターの入賞作品をポスターカレンダーとして市内各所に掲示。	応募33校 361枚 カレンダー印刷 200枚	応募29校 346枚 カレンダー印刷 200枚	応募28校 331枚 カレンダー印刷 200枚	応募30校 328枚 カレンダー印刷 200枚	応募22校 202枚 カレンダー印刷 200枚	継続 交通計画課
	19	③シートベルト及びチャイルドシートベルトの着用の徹底	警察及び交通安全団体と共同でシートベルト及びチャイルドシート着用キャンペーンを実施。	19回	19回	18回	13回	7回	継続 交通計画課
			(6)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進						
	20	①幼児に対する交通安全教育	幼稚園・保育園に交通安全指導員を派遣し、交通安全教室を開催。	112園 9,228人	113園 9,110人	116園 8,945人	119園 8,888人	15園 573人	継続 交通計画課
21	②児童に対する交通安全教育	小学生を対象とした歩行安全教室・自転車安全教室を開催。	45校 8,141人	45校 7,996人	47校 7,961人	47校 7,901人	-	継続 交通計画課	
22	③中学生・高校生に対する交通安全教育	スケアード・ストレイト方式による交通安全教室	スケアード6校 3,465人 講習3校 2,000人	スケアード5校 3,945人 講習6校 1,515人	スケアード5校 3,225人 講習6校 2,073人	スケアード6校 3,383人 講習4校 1,878人	-	継続 交通計画課	
23	④成人に対する交通安全教育	街頭にて、自転車安全利用、シートベルト着用、飲酒運転根絶キャンペーンの実施、自転車安全利用講習会の開催	50回	51回	55回	39回	12回	継続 交通計画課	
24	⑤高齢者に対する交通安全教育	高齢者を対象とした交通安全講習を開催	3回 40人	7回 141人	9回 183人	1回 30人	-	継続 交通計画課	
25	⑥その他の対象への交通安全教育	障害者や外国人等を対象とした交通安全講習を開催	特別支援2校1園 270人	特別支援2校1園 160人 留学生2回 55人	特別支援2校1園 277人 留学生2回 43人	特別支援2校1園 200人 留学生2回 30人	-	継続 交通計画課	
		(7)効果的な交通安全教育の推進							
26	①交通安全教育指導者の育成	交通安全指導員を各種研修に参加させ、効果的な交通安全教育を習得させる。交通安全教室や講習会等を通じた交通安全教育指導者の育成。	2回	2回	2回	2回	-	継続 交通計画課	

第10次市川市交通安全計画 施策実施状況一覧

第10次市川市交通安全計画(素案)の体系			施策の概要	実施事業の実績					今後の事業の方向性	担当課
				平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度		
	27	②交通安全教育の推進	交通公園を活用した幼児、児童、保護者等に対する交通安全指導	東菅野 31,700人 南沖 67,209人	東菅野 43,347人 南沖 69,880人	東菅野 43,146人 南沖 67,138人	東菅野 38,644人 南沖 58,073人	東菅野 23,956人 南沖 34,771人	継続	交通計画課 公園緑地課
第2の柱 道路交通環境の整備	(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備									
	28	①生活道路における交通安全対策の推進	生活道路における歩行者と車が共存できる道路空間を創出するため、危険箇所への安全対策を実施する。	区画線新設 4,126.2m 警戒標識新設 12基	区画線新設 1,890.1m 警戒標識新設 12基	区画線新設 151.8m 警戒標識新設 18基	区画線新設 1,150m 警戒標識新設 3基	区画線新設 2,479m 警戒標識新設 6基	継続	道路安全課
	29	②バリアフリー化の推進	主要駅周辺を重点地区として、歩道バリアフリー化等の「人にやさしい道づくり」を進めた	5箇所 700m	8箇所 1,066m	6箇所 815m	5箇所 1,123m	1箇所 93m	継続	道路建設課
	30	③無電柱化の推進	市川市無電柱化基本計画を基に、電線共同溝を整備して電線類の地中化を推進	-	-	1箇所 830m	-	-	継続	道路建設課
	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進									
	31	①事故危険箇所対策の推進	交通事故が多発している箇所を集中的に、交差点改良等による歩行者安全対策を推進する。	-	2箇所 325m	-	5箇所 1,094m	2箇所 308m	継続	道路建設課
	32	②適切に機能分担された道路網の整備	通過交通と地域内交通を分け、効率的な道路ネットワークの構築を図り、市内の渋滞緩和や都市基盤の整備を促進する。	都市計画道路3・4・18号 開通 3・4・12号及び3・6・32号の整備	都市計画道路3・4・12号 及び3・6・32号の整備	都市計画道路3・4・12号 及び3・6・32号の整備	都市計画道路3・4・12号 及び3・6・32号の整備	都市計画道路3・4・12号 開通 3・6・32号の整備	継続	道路建設課
	33	③道路改良による道路交通環境の整備	通学路や公共施設等を利用する歩行者の多い区間の歩道整備	8箇所 744m	8箇所 1,083m	3箇所 403m	6箇所 1,273m	4箇所 1,395m	継続	道路建設課
	(3) 交通安全施設等の整備推進									
	34	①効果的な交通安全施設等の整備	道路標示の高輝度化の整備等	区画線復旧 17,864.5m 路面標示復旧 1,165.7m	区画線復旧 13,191.9m 路面標示復旧 1,616.4m	区画線復旧 26,971.4m 路面標示復旧 2,405.6m	区画線復旧 12,962.0m 路面標示復旧 2,635.0m	区画線復旧 13,915.0m 路面標示復旧 2,260.0m	継続	道路安全課
	35	②生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進について	歩行者等の安全を確保するため、路側帯のカラー化整備、ゾーン30の指定	カラー舗装 2箇所 87.1㎡	カラー舗装 1箇所 2.8㎡	-	-	カラー舗装 7箇所 304.3㎡	継続	道路安全課
	36	③交差点・カーブ対策の推進	道路標示の整備等による危険箇所の明確化	カーブミラー新設 27基 路面標示新設 406.5m	カーブミラー新設 11基 路面標示新設 471.3m	カーブミラー新設 10基 路面標示新設 1,107.2m	カーブミラー新設 36基 路面標示新設 956m	カーブミラー新設 40基 路面標示新設 1,097m	継続	道路安全課
	37	④夜間事故防止対策の推進	道路照明灯の設置促進、LED化の推進	-	照明灯新設 40灯	照明灯新設 162灯	照明灯新設 36灯	照明灯新設 39灯	継続	道路安全課
	(4) 自転車利用環境の総合的整備									
	38	①自転車走行空間の整備	H27に自転車走行空間ネットワーク整備計画を策定し、自転車レーン等を整備予定。	施工箇所 2箇所 施工延長 2,060m	施工箇所 1箇所 施工延長 430m	施工箇所 1箇所 施工延長 560m	施工箇所 1箇所 施工延長 240m	施工箇所 4箇所 施工延長 1,460m	継続	道路建設課
	39	②自転車等駐車場の整備、利用促進	駅周辺の自転車等駐車場の整備、利用促進	-	-	-	-	1箇所 850台	継続	交通計画課
	40	③街頭指導員の配置	主要駅周辺の放置禁止区域に街頭指導員を配置	43名配置	→	→	→	→	継続	交通計画課
	41	④放置自転車の撤去	道路上における放置自転車の撤去	8,274台	7,455台	5,573台	4,950台	4,536台	継続	交通計画課
	42	⑤駐輪秩序の確立	自転車等の放置禁止区域として駅周辺の7区域を指定	7地区	8地区	8地区	8地区	8地区	拡大	交通計画課
	43	⑥駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施	『八幡自転車対策協議会』、『元気！市川会』等の商店街の団体と連携し、駅前の放置自転車に対する啓発活動を行っている。	2地区	→	→	→	→	継続	交通計画課
(5) 交通需要マネジメントの推進										
44	①公共交通機関利用の促進	コミュニティバスの運行や路線バスの利便性向上など、公共交通機関の利用促進を図る。	北東部ルート 130,972人 南部ルート 350,444人 合計 481,416人	北東部ルート 133,248人 南部ルート 347,725人 合計 480,973人	北東部ルート 143,383人 南部ルート 348,793人 合計 492,176人	北東部ルート 142,324人 南部ルート 332,337人 北国分ルート 1,182人 合計 475,843人	北東部ルート 82,905人 南部ルート 240,715人 北国分ルート 1,794人 合計 325,414人	継続	交通計画課	
(6) 災害に備えた道路交通環境の整備										
45	①災害発生に備えた安全の確保	道路パトロールを実施し、緊急時における体制の確立を図っている。	道路パトロール補修委託 666件 11,005km	道路パトロー補修委託 611件 12,684km 路面下空洞調査 3路線 23.415km	道路パトロー補修委託 920件 10,879km 路面下空洞調査 3路線 21.307km 路面性状調査 195.2km	道路パトロー補修委託 829件 10,600km 路面下空洞調査 4路線 21.270km	道路パトロー補修委託 897件 10,612km 路面下空洞調査 4路線 11.720km	継続	道路安全課	
46	②災害発生時における交通規制等	大規模災害時における応急対策活動を広域的に実施するための緊急輸送道路の指定。	-	-	-	-	緊急活動道路網計画の見直し	継続	危機管理課	
(7) 総合的な駐車対策の推進										
47	①宅地開発事業等による駐車場整備の推進	宅地開発に対して、条例による適切な規模の駐車場の整備を指導する。	214件 1,389台	195件 2,192台	209件 2,039台	188件 1,063台	164件 1,288台	継続	交通計画課	
48	②既存駐車施設の有効活用	HP上に時間貸し駐車場の情報を提供し、路上駐車防止に寄与する。	H24.11 時点情報 2,276台分	→	→	→	→	継続	交通計画課	

第10次市川市交通安全計画 施策実施状況一覧

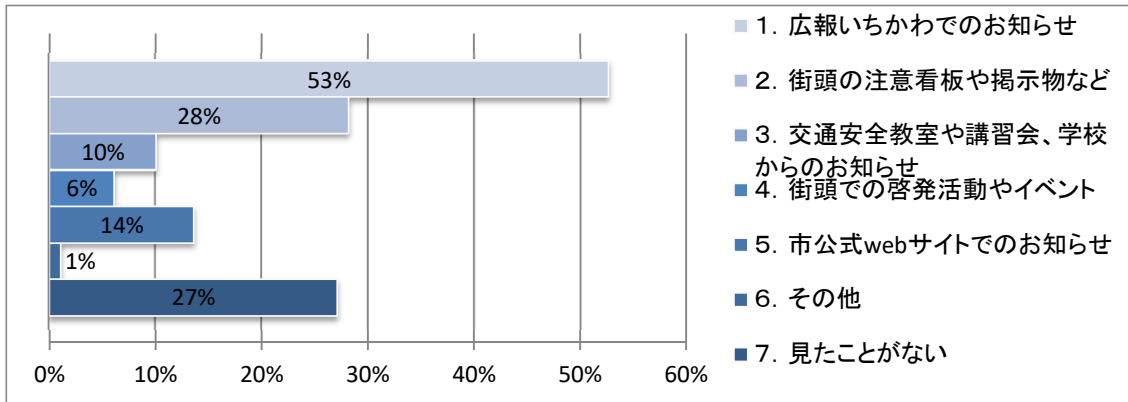
第10次市川市交通安全計画(素案)の体系		施策の概要	実施事業の実績					今後の事業の方向性	担当課
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度		
(8) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備									
49	①道路の使用及び占用の適正化等	不法な屋外広告物の撤去により、景観を維持し、通行者への危害防止を図る	2,958件	3,086件	2,605件	2,393件	2,580件	継続	道路管理課
50	②道路法に基づく通行の禁止又は制限	工事の申請等により、必要に応じて適切な制限等を実施した。	総会 1回 定例会 5回	総会 1回 定例会 5回	総会 1回 定例会 5回	総会 1回 定例会 5回	総会 1回 定例会 5回	継続	道路管理課
51	③子どもの遊び場等の確保	路上における遊びや運動による交通事故防止のため、都市公園の整備や子供館の運用	-	-	-	-	-	継続	道路管理課
52	④暴走族追放気運の高揚等	「不正改造車を排除する運動」を展開し、地域における暴走族追放気運の高揚を図る。	不正改造車を排除する運動に関するポスター、チラシの配置	→	→	→	→	継続	交通計画課
53	⑤暴走行為をさせないための環境づくり	非行の早期発見、未然防止のため、少年補導員160名と警察による巡回を実施	補導 436回	補導 451回	補導 369回	補導 485回	補導 24回	継続	少年センター
第3の柱 救助・救急体制の整備		(1) 救助・救急体制の整備							
54	①大規模事故における広域応援体制の整備	H25県北西部6市による共同指令センターを設置し、広域応援体制を構築。	千葉県消防広域応援隊合同訓練4隊14名参加 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練3隊9名参加 千葉県高速自動車国道等消防協議会視察研修2名参加	千葉県消防広域応援隊合同訓練4隊13名参加 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練3隊7名参加 千葉県高速自動車国道等消防協議会視察研修2名参加	千葉県消防広域応援隊合同訓練3隊9名参加 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練1隊5名参加 千葉県高速自動車国道等消防協議会視察研修2名参加	千葉県消防広域応援隊合同訓練(中止) 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練(中止) 千葉県高速自動車国道等消防協議会視察研修(中止)	千葉県消防広域応援隊合同訓練(中止) 緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練(中止) 千葉県高速自動車国道等消防協議会視察研修(中止) 市川市救助隊等に関する規程の制定	継続	警防課
55	②心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発の推進	訓練用人形を用いて心肺蘇生法、AEDの実技訓練。応急手当の重要性を理解し、救命率向上を図る。	555回 24,027人	556回 22,654人	608回 24,635人	599回 21,193人	71回 1,713人	継続	救急課
56	③救急救命士の養成・配置等の推進	救急救命士を計画的に養成し、救急車搭乗率を向上させ、救急業務の高度化を図る。	救急救命士 68人 指導救命士 9人	救急救命士 73人 指導救命士 11人	救急救命士 75人 指導救命士 12人	救急救命士 79人 指導救命士 11人	救急救命士 83人 指導救命士 10人	継続	救急課
57	④救助・救急施設の整備の推進	人命救助に関する高度で専門的な教育を受けた隊員で編成された高度救助隊の運用。	-	東消防署に救急隊を1隊増隊(計12隊)	-	西消防署に特別救助隊を配置(計4隊) 大野消防訓練場に訓練施設を設置	南消防署に救急隊1隊増隊(計13隊) 救助技術確認の実施	継続	警防課
58	⑤救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	県消防学校等の教育機関、救助隊員セミナー、救助シンポジウム等に参加させ、知識、技術等の習得を図っている。	救助シンポジウム 4人 首都高連絡協議会 1人 交通救助合同訓練、交通救助訓練(自動車) 34人 MC協議会1回 市川市・浦安市合同勉強会1回 病院研修8日	救助シンポジウム 4人 首都高連絡協議会 1人 交通救助訓練 18人 MC協議会1回 市川市・浦安市合同勉強会1回 病院研修8日	救助シンポジウム 4人 首都高連絡協議会 2人 交通救助合同訓練 10人 MC協議会1回 市川市・浦安市合同勉強会1回 病院研修8日	救助シンポジウム 4人 首都高連絡協議会 1人 交通救助合同訓練 18人 MC協議会1回 市川市・浦安市合同勉強会1回 病院研修4日	救助シンポジウム 28人(オンライン) 首都高連絡協議会 1人(書面開催) 交通救助訓練(自動車) 約200人	継続	警防課
(2) 救急医療体制の整備									
59	①救急医療機関等の整備	急病診療所の他、地域の基幹病院による2.5次救急医療の受入れ体制を整える。	-	-	-	-	-	継続	保健医療課
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等									
60	①救急業務の高度化が図られるよう救急救命士に対する指示体制	医師による救急救命士の特定行為実施に伴う指示体制の確保、救急隊員が実施した救命処置に対する医師による事後検証及び教育体制の充実を図った。	特定行為指示 365件 事後検証 285件	特定行為指示 412件 事後検証 318件	特定行為指示 384件 事後検証 376件	特定行為指示 435件 事後検証 355件	特定行為指示 455件 事後検証 361件	継続	救急課
61	②迅速な救急体制事業の推進	迅速に搬送して救命率向上、後遺症の軽減を図るため、ラピッドカードの活用やドクターヘリの臨時離着陸場を市内13ヶ所、市外2ヶ所及び高速道路等が指定された。	Drヘリコプター 205件 ラビットレスポンスカー 415件	Drヘリコプター 148件 ラビットレスポンスカー 522件	Drヘリコプター 153件 ラビットレスポンスカー 546件	Drヘリコプター 129件 ラビットレスポンスカー 554件	Drヘリコプター 77件 ラビットレスポンスカー 349件	継続	救急課
第4の柱 被害者支援の推進		交通事故相談体制の確保							
62	(1)自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	交通遺児の健全な育成と福祉の増進を図るため、手当てを支給	-	-	2件 108,000円	4件 243,000円	2件 168,000円	継続	こども福祉課
63	(2)交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	交通事故に伴う損害賠償や示談の方法について、相談を行っている。(毎月第2、第4木曜日)	相談事業 104回	相談事業 85回	相談事業 75回	相談事業 66回	相談事業 43回	継続	総合市民相談課
第5の柱 交通事故調査・分析		交通事故多発箇所の共同現地診断	市川署管内 2箇所 行徳署管内 2箇所	市川署管内 2箇所 行徳署管内 2箇所	市川署管内 1箇所 行徳署管内 1箇所	市川署管内 1箇所 行徳署管内 1箇所	市川署管内 1箇所 行徳署管内 1箇所	継続	道路安全課

第10次市川市交通安全計画 施策実施状況一覧

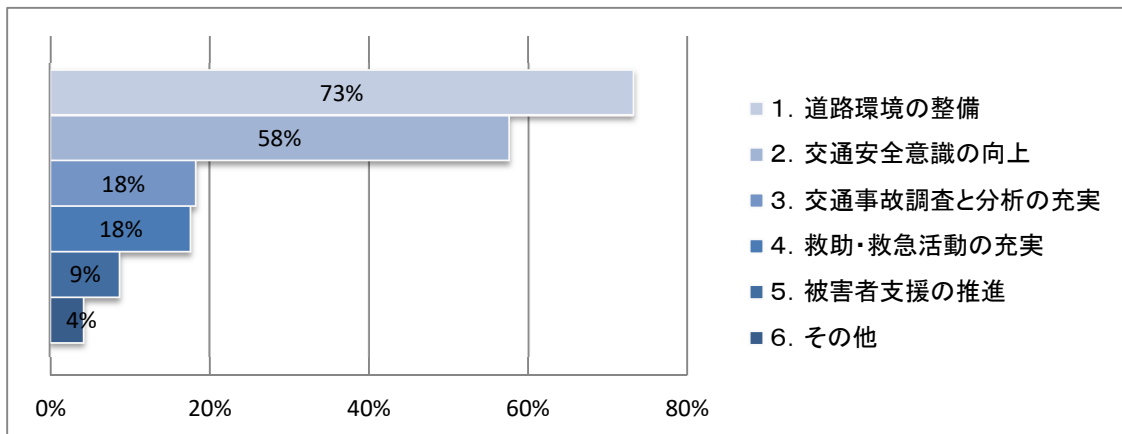
第10次市川市交通安全計画(素案)の体系		施策の概要	実施事業の実績					今後の事業の方向性	担当課	
			平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度			
鉄道交通の安全についての対策	第1の柱 鉄道交通環境の整備									
	65	(1) 鉄道施設等の安全性の向上	交通事故が多発若しくは発生が懸念される箇所について、関係機関と共同して現地診断を実施し、交通事故防止を図る。	JR市川大野駅(内方線付点状ブロック設置)	京成鬼越駅(スロープ、多機能トイレ設置)	都営本八幡駅(ホームドア) JR市川塩浜駅(内方線付点状ブロック) 京成鬼越駅(エレベーター、多機能トイレ工事開始)	京成鬼越駅(エレベーター、多機能トイレ(工事中))	JR二俣新町駅(内方線付点状ブロック設置) 北総大町駅(エレベーター、多機能トイレ) 京成鬼越駅(エレベーター、多機能トイレ(工事中))	継続	交通計画課
	66	(2) 踏切道の改良	歩道が狭小または歩道がない踏切における安全対策のための構造改良を推進する。	-	京成電鉄本線 八幡第3号踏切道の拡幅	-	京成電鉄本線 菅野第5号踏切道の拡幅	-	継続	道路建設課
	67	(3) 踏切道の立体交差化	踏切遮断による道路交通への弊害除去のため、立体交差化を検討する。	-	-	-	-	-	継続	街づくり整備課
	第2の柱 鉄道交通安全に関する知識の普及・啓発									
	68	鉄道交通安全に関する知識の普及・啓発	交通安全教室や講習会による周知 踏切道における警戒標識や路面表示等による注意喚起	-	-	-	-	-	継続	交通計画課
	第3の柱 救助・救急活動の充実									
69	救助・救急活動の充実	重大事故等の発生に対して、救助・救急活動を迅速かつ正確に行うため、鉄道事業者との連携協力体制の強化を推進する。	東日本旅客鉄道での車両設備に関する勉強会 49名	-	東日本旅客鉄道での車両設備に関する勉強会 10名	北総鉄道、異常時対応訓練の参観 2名 北総鉄道、鉄道車両・鉄道施設について講習会 4名	東日本旅客鉄道での車両設備に関する勉強会 中止	継続	警防課	

eモニターアンケート結果概要

Q3. 交通安全に関するルール遵守やマナー向上の取り組みのうち、広報紙と看板、掲示物が特に目にしやすいことが分かりました。n=1,347



Q9. 交通安全施策のうち、特に重要だと思うものを2つ選んでいただいた結果、道路環境の整備と交通安全意識の向上に関心が高いことが分かりました。



- Q4. 交通マナーが向上したか……………どちらともいえない47%
 Q5. 道路環境が安全になったか……………どちらともいえない40%
 Q6. 救助・救急活動は充実したか……………どちらともいえない59%
 Q7. 交通事故被害者支援は進んだか……………どちらともいえない75%
 Q8. 事故に対する調査は進んだか……………どちらともいえない57%

令和3年度 交通安全政策に関するアンケート結果

【調査概要】

- ・eモニター会員を対象にメールにて配信し、インターネットによる回答。
(会員8,208名のうち回答1,347名 回答16%)
- ・調査期間は、令和3年6月15日から28日の14日間

【問1】性別は？

性別		割合
1.男性	688	51%
2.女性	586	44%
3.不明	73	5%
合計	1347	

男性が51%、女性が44%と若干男性が多い。

【問2】年齢は？

年齢		割合
2. 29歳以下	28	2%
3. 30～39歳	118	9%
4. 40～49歳	289	21%
5. 50～59歳	380	28%
6. 60～69歳	194	14%
7. 70歳以上	263	20%
不明	75	6%
合計	1347	

40代、50代が半数を占めており、30代以下が少ない。

【問3】市が行っている交通安全に関するルール遵守やマナー向上の取り組みのうち、あなたが見たことのあるものをお選びください。

項目		割合
1. 広報いちかわでのお知らせ	709	53%
2. 街頭の注意看板や掲示物など	379	28%
3. 交通安全教室や講習会、学校からのお知らせ	135	10%
4. 街頭での啓発活動やイベント	82	6%
5. 市公式webサイトでのお知らせ	183	14%
6. その他	15	1%
7. 見たことがない	365	27%
合計	1868	

53%が広報紙、28%が街頭の注意看板や掲示板で交通安全に関して見たことがあると回答している。

【問4】以前と比べて、市民一人ひとりの交通安全意識や交通マナーは向上したと思いますか？

項目		割合
1. 思う	35	3%
2. どちらかというと思う	186	14%
3. どちらかというと思わない	256	19%
4. 思わない	232	17%
5. どちらともいえない	638	47%
合 計	1347	

交通マナーが向上したと思っている方は17%と少ない。

【問5】以前と比べ、市内の道路環境は安全になったと思いますか？（例:歩道やガードレールの整備、カーブミラーや信号機の設置など）

項目		割合
1. 思う	51	4%
2. どちらかというと思う	377	28%
3. どちらかというと思わない	201	15%
4. 思わない	185	14%
5. どちらともいえない	533	40%
合 計	1347	

道路環境が安全になったと思う方が32%である一方で、どちらともいえないと回答された方が40%

【問6】以前と比べて、交通事故に対する救助・救急活動は充実したと思いますか？

項目		割合
1. 思う	69	5%
2. どちらかというと思う	341	25%
3. どちらかというと思わない	68	5%
4. 思わない	70	5%
5. どちらともいえない	799	59%
合 計	1347	

交通事故に対する救助・救急活動は充実したと思う方は30%である一方、どちらともいえないと回答さ

【問7】以前と比べて、交通事故被害者に対する支援は進んだと思いますか？（例:事故相談体制や保険の普及など）

項目		割合
1. 思う	21	2%
2. どちらかと思う	143	11%
3. どちらかと思わない	76	6%
4. 思わない	92	7%
5. どちらともいえない	1015	75%
合 計		1347

75%の方が、どちらともいえないと回答している。

【問8】以前と比べて、交通事故に対する調査研究は進んだと思いますか？（例:交通事故情報の提供や原因分析など）

項目		割合
1. 思う	63	5%
2. どちらかと思う	354	26%
3. どちらかと思わない	80	6%
4. 思わない	78	6%
5. どちらともいえない	772	57%
合 計		1347

調査研究が進んだと思う方が31%である一方、どちらともいえないと回答された方が57%

【問9】交通安全施策のうち、特に重要だと思うものを2つまで選んでください。

項目		割合
1. 道路環境の整備	985	73%
2. 交通安全意識の向上	775	58%
3. 交通事故調査と分析の充実	246	18%
4. 救助・救急活動の充実	237	18%
5. 被害者支援の推進	117	9%
6. その他	39	3%
合 計		2399

多くの方が道路環境の整備と交通安全意識の向上を特に重要とされていることがわかりました。

「第11次市川市交通安全計画(素案)」の概要

計画の概要	交通安全対策基本法に基づき、人優先を基本として、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めたもの。
計画の位置付け	令和3年度から令和7年度までの5カ年間
計画の期間	令和3年度から令和7年度までの5カ年間
計画の重点事項	「道路ネットワークの整備」や「高齢者人口の増加」など本市の特性や交通環境・社会事情の変化を踏まえ、自転車利用者が多い中、自転車利用に関するルールやマナー遵守への対応が急務であることから「交通安全意識の高揚」に関する施策の充実を図るとともに、特に「 高齢者 」「 自転車利用者 」といった対象を重視した交通安全対策を推進する。

第1編 道路交通の安全

■**道路交通安全の目標**■

交通事故による死傷者数をゼロにすることが究極の目標であるが、早急にこの目標を達成することは困難なことから、計画期間の抑止目標を次のとおりとする。

【目標】

- ・交通事故発生件数を令和7年までに804件以下にする。
- ・交通事故死傷者数を令和7年までに900人以下にする。

■**道路交通安全についての対策**■

<計画の重点事項>

◆**重点項目1：自転車の安全利用対策の強化**

- ・自転車事故防止対策の必要性（自転車事故の更なる削減）
- ・自転車保険の普及及び加入促進（高額賠償責任と保険）
- ・自転車運転者講習制度の周知徹底

◆**重点事項2：高齢者の交通安全対策の強化**

- ・交通事故に遭わせないための取り組み（歩行者の対策）
- ・交通事故を起こさせないための取り組み（運転者の対策）

(4つの視点)

①高齢者・子供の安全確保
②歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
③生活道路と幹線道路における安全確保
④地域が一体となった交通安全対策の推進

(5つの柱)

①市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
②道路交通環境の整備
③救助・救急体制の整備
④被害者支援の推進
⑤交通事故の調査・分析

■ 4つの視点に基づき実施する主な事業 ■

【第1の視点】 **高齢者・子供の安全確保**

- 高齢歩行者の交通事故防止の推進 (P10, 11, 13, 14)
 - ・視認性の高い服装の着用及び反射材の普及・促進
 - ・高齢者宅訪問活動、交通安全教室の開催
- 高齢運転者対策の強化 (P11, P16)
 - ・運転免許自主返納の促進
 - ・公共交通機関の利用促進
- 子供の交通事故防止の推進 (P12-14)
 - ・幼児から児童・生徒における交通安全教育の推進
 - ・交通公園を活用した交通安全教育

【第2の視点】 **歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上**

- 歩行者の安全確保 (P8-11, P12-15)
 - ・交通安全運動による交通事故防止の呼びかけ
 - ・交通安全教室の開催や広報活動の実施
- 自転車安全利用の推進 (P10-13)
 - ・自転車安全利用教室やキャンペーン、講習会等の開催
 - ・自転車保険の普及促進
 - ・悪質で危険な運転者に対する自転車利用のルールやマナーの周知

【第3の視点】 **生活道路・幹線道路における安全確保 (P15-17)**

- ・通学路等の安全対策の推進
- ・交通安全施設、まごころ道路、ゾーン30等の整備促進
- ・交通事故多発箇所の共同現地診断
- ・歩道及び自転車走行空間の整備
- ・自転車等駐車場の整備及び利用の促進

【第4の視点】 **地域が一体となった交通安全対策の推進 (P11-12)**

- ・地域と協力した啓発活動
- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

第2編 鉄道交通の安全

■**鉄道交通安全の目標**■

鉄道事故及び踏切事故ゼロを目指す

(3つの視点)

①重大な列車事故の未然防止
②利用者の関係する事故の防止
③それぞれの踏切の状況を勘案した効果的な対策の推進

(3つの柱)

①鉄道交通環境の整備
②鉄道の安全に関する知識の普及啓発
③救助・救急活動の充実

■ 3つの柱に基づき実施する主な事業 ■

【第1の柱】 **鉄道交通環境の整備**

- ・踏切道及び鉄道施設等の安全性の向上
- ・鉄道駅のバリアフリー化

【第2の柱】 **鉄道の安全に関する知識の普及啓発**

- ・学校、市民、運送事業者等を対象とした啓発
- ・警戒標識や路面表示等の整備

【第3の柱】 **救助・救急活動の充実**

- ・防災訓練の充実や鉄道事業者等との連携強化

『第11次千葉県交通安全計画』の概要

I 計画の概要

■ 1 計画の性格

○第11次千葉県交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）を根拠とし、国が策定する第11次交通安全基本計画に基づいて策定する法定計画です。
○この計画は、都道府県の交通安全施策（陸上交通）の大綱となるもので、県、国の指定地方行政機関、市町村等から構成される「千葉県交通安全対策会議」で決定されます。

■ 2 計画の基本理念

○人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない、安全で安心して、いきいきと暮らせる「交通安全県ちば」の実現を目指します。

■ 3 計画期間

○令和3年度から令和7年度までの5年間

※計画の構成は、基本的に国の「交通安全基本計画」に沿っている。

II 第1編 道路交通の安全

■ 道路交通安全の目標

交通事故による死傷者数をゼロにすることが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であることから、計画期間の目標を次のとおりとします。

- 24時間死者数：年間110人以下にする
- 交通事故重傷者数：年間1,300人以下にする

10次計画
 ・24時間死者数 [150人以下]
 ・交通事故死傷者数 [1万8千人以下]

国が従来の「死傷者数」に代わり、より命に関わり優先度が高い「重傷者数」に関する目標値を設定したことを受けて、本県においても重傷者数を目標値とすることとします。
 ※重傷者：交通事故によって負傷し、1箇月（30日）以上の治療を要する者

■ 道路交通安全についての対策

＜計画の重点事項＞

◆重点項目1：高齢者の交通安全対策の強化

- 交通事故に遭わないための取組〔高齢歩行者等の対策〕
- 交通事故を起こさせないための取組〔高齢運転者の対策〕

◆重点項目2：自転車の安全利用対策の強化

- 自転車を安全に利用できる環境づくりの推進〔ルール・マナーの向上、利用者の安全対策、自転車通行空間の確保〕

◆重点項目3：悪質・危険な運転者対策の強化

- 悪質・危険な運転等をしない・させない環境づくり〔あおり運転等の危険性の周知啓発、飲酒運転根絶の環境づくり〕
- 飲酒運転などの悪質・危険な運転に対する取締りの強化

【6つの視点】

- ①高齢者・子供の安全確保
- ②歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③生活道路・幹線道路における安全確保
- ④地域が一体となった交通安全対策の推進
- ⑤交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥先端技術の活用推進

【8つの柱】

- ①県民一人一人の交通安全意識の高揚
- ②安全運転の確保
- ③道路交通環境の整備
- ④車両の安全性の確保
- ⑤道路交通秩序の維持
- ⑥救助・救急活動の充実
- ⑦被害者支援の充実と推進
- ⑧交通事故調査・分析の充実

■ 6つの視点に基づき実施する主な事業

【第1の視点】高齢者・子供の安全確保

- ◎高齢歩行者等の交通事故防止の推進
 - ・視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進
 - ・シルバーリーダーの育成・指導
- ◎高齢運転者対策の強化
 - ・安全運転相談・認知機能検査の充実
 - ・適切な運転行動を促すための広報啓発の推進
 - ・運転免許自主返納に対する支援措置の拡充等

◎子供の交通事故防止の推進

- ・幼児、小学生、中学生、高校生に対する交通安全教育の推進
- ・交通安全モデル園事業の実施

【第2の視点】歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上

◎歩行者の安全確保

- ・ゼブラ・ストップ活動及び3（サン）・ライト運動の推進
- ・通学路等における交通安全の確保

◎自転車安全利用の推進

- ・自転車安全利用キャンペーン等の実施
- ・安全で快適な自転車利用環境の整備

【第3の視点】生活道路・幹線道路における安全確保

- ・一般道路・高速道路における交通指導取締りの強化等
- ・交通事故多発箇所の共同現地診断

【第4の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

- ・交通安全運動の推進
- ・交通安全推進隊の整備・支援
- ・「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

【第5の視点】交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- ・交通事故多発地域における重点的交通規制
- ・交通事故調査委員会の効果的運用

【第6の視点】先端技術の活用推進

- ・安全運転サポート車の普及促進
- ・ITSの活用・推進による安全で快適な道路交通環境の実現

III 第2編 鉄道交通の安全

■ 鉄道交通安全の目標

- 乗客の死者数ゼロを目指す
- 運転事故全体の死者数減少を目指す

■ 鉄道交通の安全についての対策

【2つの視点】

- ①重大な列車事故の未然防止
- ②利用者等の関係する事故の防止

【6つの柱】

- ①鉄道交通環境の整備
- ②鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③鉄道の安全な運行の確保
- ④鉄道車両の安全性の確保
- ⑤救助・救急活動の充実
- ⑥被害者支援の推進

■ 主な事業

- ・鉄道施設等の安全性向上・運転保安設備等の整備
- ・保安監査、運転士の資質の保持、大規模事故等が発生した場合の対応、計画運休への取組

IV 第3編 踏切道における交通の安全

■ 踏切道における交通の安全の目標

- 令和7年度までに踏切事故件数を令和2年度と比較して減少することを目指す

■ 踏切道における交通の安全の対策

【視点】

- それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

【4つの柱】

- ①踏切道の立体交差化、構造の改良の促進
- ②踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ③踏切道の統廃合の促進
- ④その他踏切道の交通の安全と円滑化等を図るための措置

■ 主な事業

- ・踏切道の立体交差化・構造改良の促進

第11次市川市交通安全計画(素案)の目次比較

第11次市川市交通安全計画(素案)の体系		第10次市川市交通安全計画(素案)の体系		施策の概要
道路交通安全	頁			
第1の柱 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1)市民総参加でつくる交通安全の推進		(1)市民総参加でつくる交通安全の推進	
	1 ①交通安全の日における活動の推進	8	1 ①交通安全の日における活動の推進	毎月、市川・行徳警察署と協働で街頭指導において自転車安全利用、シートベルト着用啓発等を実施
	2 ②交通安全活動に関する情報提供	8	2 ②交通安全活動に関する情報提供	交通安全イベント及びキャンペーン、街頭啓発、ホームページ、広報紙などによる周知
	3 ③市民の意見を反映した交通安全の推進	8	3 ③市民の意見を反映した交通安全の推進	市民からの要望に加え、eモニター制度を活用した交通安全対策に関するアンケートを実施し、施策に反映。
	4 ④交通安全団体等への支援等	8	4 ④交通安全団体等への支援等	市川・行徳交通安全協会、市川・行徳地域交通安全活動推進委員協議会、の4団体に対して補助金を交付。各団体は啓発物や会員への講習を実施。
	5 ⑤市民参加型交通安全対策の推進	9	5 ⑤市民参加型交通安全対策の推進	通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関による通学路合同点検を実施し、危険箇所における安全対策を推進
	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進		(5)交通安全に関する普及啓発活動の推進	
	6 ①交通安全運動の推進	9	18 ①交通安全運動の推進	年4回の交通安全運動期間において、広報紙、ホームページ、イベント、街頭啓発等を実施
	7 ②交通安全に関する広報の推進	9	19 ②交通安全に関する広報の推進	市内小学校の児童、生徒から募集した交通安全ポスターの入賞作品をポスターカレンダーとして市内各所に掲示
	8 ③シートベルト及びチャイルドシートベルトの着用の徹底	10	20 ③シートベルト及びチャイルドシートベルトの着用の徹底	警察及び交通安全団体と共同でシートベルト及びチャイルドシート着用キャンペーンを実施
	(3)地域でつくる高齢者交通安全対策の推進		(2)地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	
	9 運転免許自主返納の促進	10	6 ①高齢者宅訪問活動の推進	
	(4)自転車の安全利用の推進		8 ②運転免許自主返納に対する優遇措置	高齢者の自動車運転による交通事故を減少させるため、運転免許の自主返納を促進
	10 ①自転車の安全利用に係る広報活動の推進	10	(4)自転車の安全利用の推進	
	11 ②自転車の点検整備の促進	11	11 ①自転車の安全利用に係る広報活動の推進	広報紙、ホームページ、注意喚起の看板等設置、街頭啓発活動の実施
	12 ③自転車保険への加入促進	11	12 ②自転車の点検整備の促進	交通安全教室や講習会において、自転車の定期的な点検整備の意識徹底を図る。
	13 ④反射材の普及活用	11	13 ③自転車保険への加入促進	講習会等において自転車保険の必要性を説明し、TSマークなどの各種保険への加入促進を図る。
	14 ⑤自転車安全利用指導員による指導の実施	11	14 ④反射材の普及	警察、交通安全団体と協働で毎月の自転車安全利用キャンペーンで反射材を配布。
	15 ⑥自転車乗車用ヘルメットの着用推進	11	15 ⑤自転車安全利用指導員による指導の実施	市内主要16駅周辺で市民マナー条例推進指導員が自転車安全利用の声をかける実施。
	16 ⑦幼児二人同乗自転車の適正利用の促進	11	16 ⑥自転車乗車用ヘルメットの着用推進	講話で小中学生や保護者を対象にしたヘルメット着用の促進
	17 ⑧悪質・危険な運転者対策の強化	11	17 ⑦幼児二人同乗自転車の適正利用の促進	保護者を対象とした交通安全教育において、幼児二人同乗自転車の安全利用の指導を行う
	(5)飲酒運転の根絶			自転車利用者への法令順守の徹底、及び自転車運転者講習制度の周知
	18 飲酒運転根絶の社会環境づくり	11	(3)飲酒運転の根絶	
			9 ①職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開	飲酒運転の危険性等の周知徹底や飲酒運転根絶に向けたの街頭キャンペーン等の実施
			10 ②「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり	
	(6)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進		(6)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	
19 ①幼児に対する交通安全教育	12	21 ①幼児に対する交通安全教育	幼稚園・保育園に交通安全指導員を派遣し、交通安全教室を開催	
20 ②児童に対する交通安全教育	12	22 ②児童に対する交通安全教育	小学生を対象とした歩行安全教室・自転車安全教室を開催	
21 ③中学生・高校生に対する交通安全教育	12	23 ③中学生・高校生に対する交通安全教育	スクエア・ストレイト方式による交通安全教室	
22 ④成人に対する交通安全教育	13	24 ④成人に対する交通安全教育	街頭にて、自転車安全利用、シートベルト着用、飲酒運転根絶キャンペーンの実施、自転車安全利用講習会の開催	
23 ⑤高齢者に対する交通安全教育	13	25 ⑤高齢者に対する交通安全教育	高齢者を対象とした交通安全講習を開催	
24 ⑥その他の対象への交通安全教育	13	26 ⑥その他の対象への交通安全教育	障害者や外国人等を対象とした交通安全講習を開催	
(7)効果的な交通安全教育の推進		(7)効果的な交通安全教育の推進		
25 ①交通安全教育指導者の育成	13	27 ①交通安全教育指導者の育成	交通安全指導員を各種研修に参加させ、効果的な交通安全教育を習得させる。交通安全教室や講習会等を通じた交通安全教育指導者の育成。	
26 ②交通安全教育の推進	13	28 ②交通安全教育の推進	交通公園を活用した幼児、児童、保護者等に対する交通安全指導	
第2の柱 道路交通環境の整備	(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備		(1)人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
	27 ①生活道路における交通安全対策の推進	14	29 ①生活道路における交通安全対策の推進	生活道路における歩行者と車が共存できる道路空間を創出するため、危険箇所への安全対策を実施する。
	28 ②通学路等における交通安全の確保	14		道路交通実態に応じ、各関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進
	29 ③高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備	14	30 ②バリアフリー化の推進	歩道バリアフリー化等による安全で安心な歩行空間を整備
	30 ③無電柱化の推進	14	31 ③無電柱化の推進	市川市無電柱化基本計画を基に、電線共同溝を整備して電線類の地中化を推進
	(2)幹線道路における交通安全対策の推進		(2)幹線道路における交通安全対策の推進	
	31 ①事故危険箇所対策の推進	14	32 ①事故危険箇所対策の推進	交通事故が多発している箇所を集中的に、交差点改良等による歩行者安全対策を推進する。
	32 ②適切に機能分担された道路網の整備	14	33 ②適切に機能分担された道路網の整備	通過交通と地域内交通を分け、効率的な道路ネットワークの構築を図り、市内の渋滞緩和や都市基盤の整備を促進する。
	33 ③道路改良による道路交通環境の整備	15	34 ③道路改良による道路交通環境の整備	安全かつ円滑で快適な移動を確保するため歩道等の交通安全施設の整備を推進
	(3)交通安全施設等の整備推進		(3)交通安全施設等の整備推進	
	34 ①効果的な交通安全施設等の整備	15	35 ①効果的な交通安全施設等の整備	道路標識や道路標示の高輝度化の整備等
35 ②生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進について	15	36 ②生活道路における歩道整備等の交通安全対策の推進について	歩行者等の安全を確保するため、路側帯のカラー化整備、ゾーン30の指定	
36 ③交差点・カーブ対策の推進	15	37 ③交差点・カーブ対策の推進	道路標識の整備等による危険箇所の明確化	
37 ④夜間事故防止対策の推進	15	38 ④夜間事故防止対策の推進	道路照明灯の設置促進、LED化の推進	

第10次市川市交通安全計画

(平成28年度～平成32年度)



目 次

計画の基本的な考え方	1
第1編 道路交通の安全	3
第1章 道路交通安全の目標	3
第2章 道路交通における安全対策	6
第1節 今後の道路交通安全対策の方向性	6
【第1の視点】高齢者の安全確保	6
【第2の視点】子供の安全確保	6
【第3の視点】自転車の安全確保	6
【第4の視点】歩行者の安全確保	7
【第5の視点】幹線道路における安全確保	7
【第6の視点】生活道路における安全確保	7
【第7の視点】地域でつくる交通安全	8
第2節 道路交通安全の施策	8
【第1の柱】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	8
(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進	8
(2) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	10
(3) 飲酒運転の根絶	10
(4) 自転車の安全利用の推進	11
(5) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	12
(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	13
(7) 効果的な交通安全教育の推進	15
【第2の柱】道路交通環境の整備	15
(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備	16
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	16
(3) 交通安全施設等の整備推進	17
(4) 自転車利用環境の総合的整備	18
(5) 交通需要マネジメントの推進	18
(6) 災害に備えた道路交通環境の整備	18
(7) 総合的な駐車対策の推進	19
(8) 交通安全に寄与する交通環境の整備	19
【第3の柱】救助・救急体制の整備	20
(1) 救助・救急体制の整備	21

(2) 救急医療体制の整備	21
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	22
【第4の柱】 被害者支援の推進	22
(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	23
(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	23
【第5の柱】 交通事故の調査・分析	23
第2編 鉄道交通の安全	25
第1章 鉄道交通における安全対策	25
第1節 鉄道交通における今後の方向性	25
【第1の視点】 重大な列車事故の未然防止	25
【第2の視点】 利用者等の関係する事故の防止	25
【第3の視点】 それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進	25
第2節 鉄道交通の施策	25
【第1の柱】 鉄道交通環境の整備	25
【第2の柱】 鉄道交通の安全に関する知識の普及・啓発	26
【第3の柱】 救助・救急活動の充実	26

計画の基本的な考え方

1. 計画の位置付け

本計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の定めるところにより、国の交通安全基本計画及び千葉県の交通安全計画に基づき、「人優先」を基本として、交通社会を構成する「人と地域」、「交通環境」、「交通機関」の相互の関連を考慮し、本市における陸上交通の安全に関する総合的な施策を定めたものです。

2. 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5ヵ年間

3. 計画の推進体制

交通事故の防止は、市をはじめとした関係機関・団体だけでなく、市民と協働して取り組まなければならない課題であり、市民一人ひとりの意識と行動が大切です。

本計画は人命尊重の理念の下に、多様な主体が持つ「強み」や「特性」を組み合わせることで、総合的な交通安全施策を推進し、悲惨な交通事故の撲滅を目指していくこととします。

4. 計画の重点事項

「道路ネットワークの整備」や「自転車利用者が多い」、「高齢者人口の増加」など、本市の特性や社会事情の変化等を踏まえて、「自転車の安全利用対策」と「高齢者の交通安全対策」の2項目に重点を置いた計画とします。

第1編 道路交通の安全

1. 道路交通事故のない社会を目指して

人命尊重の理念に基づき、交通事故の無い誰もが安心して暮らせる市川市を目指す。死傷者数の一層の減少に取り組むとともに、事故そのものの減少についても積極的に取り組む。



2. 道路交通の安全についての目標

交通事故発生件数 平成32年までに 690 件以下/年（平成27年比23%減）
交通事故負傷者数 平成32年までに 770 人以下/年（平成27年比24%減）
交通事故死者数 平成32年までに 0 人/年



3. 道路交通における安全対策

道路交通における交通事故防止対策の

7つの視点

- (第1の視点) 高齢者の安全確保
- (第2の視点) 子供の安全確保
- (第3の視点) 自転車の安全確保
- (第4の視点) 歩行者の安全確保
- (第5の視点) 幹線道路における安全確保
- (第6の視点) 生活道路における安全確保
- (第7の視点) 地域でつくる交通安全の推進

道路交通における交通事故防止対策の5つの柱

- 【第1の柱】 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- 【第2の柱】 道路交通環境の整備
- 【第3の柱】 救助・救急活動の充実
- 【第4の柱】 被害者支援の推進
- 【第5の柱】 交通事故の調査・分析

第1編 道路交通の安全

第1章 道路交通安全の目標

1 道路交通事故の現状と今後の目標

(1) 道路交通事故の現状

市内の交通事故の発生状況は年々減少しており、平成27年は発生件数897件、負傷者数1,015人で、平成23年の発生件数1,159件、負傷者数1,336人と比較して、2割以上減少しています。

第9次市川市交通安全計画で掲げた抑止目標¹の死傷者数については、平成26年に達成しましたが、死者数は平成24年から26年では上回りました。(図1)

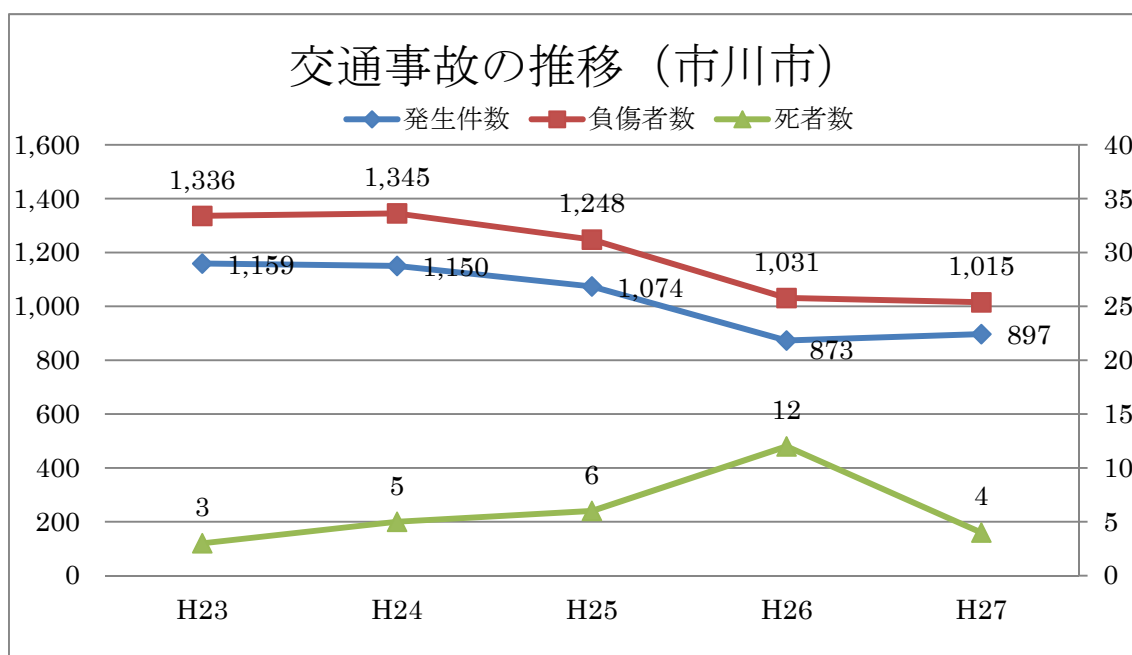


図1

(資料：千葉県警察交通白書)

¹平成27年までに年間死者数を4人以下に、死傷者数を1,140人以下に抑止する

(2) 交通事故の特徴

- ① 自転車に関する交通事故の発生件数は5年間で33%減少しましたが、構成率は3割以上を推移しています。(図2)
- ② 高齢者が関係する交通事故の割合は、高齢化率²の上昇に伴い、上昇傾向にあります。(図3)

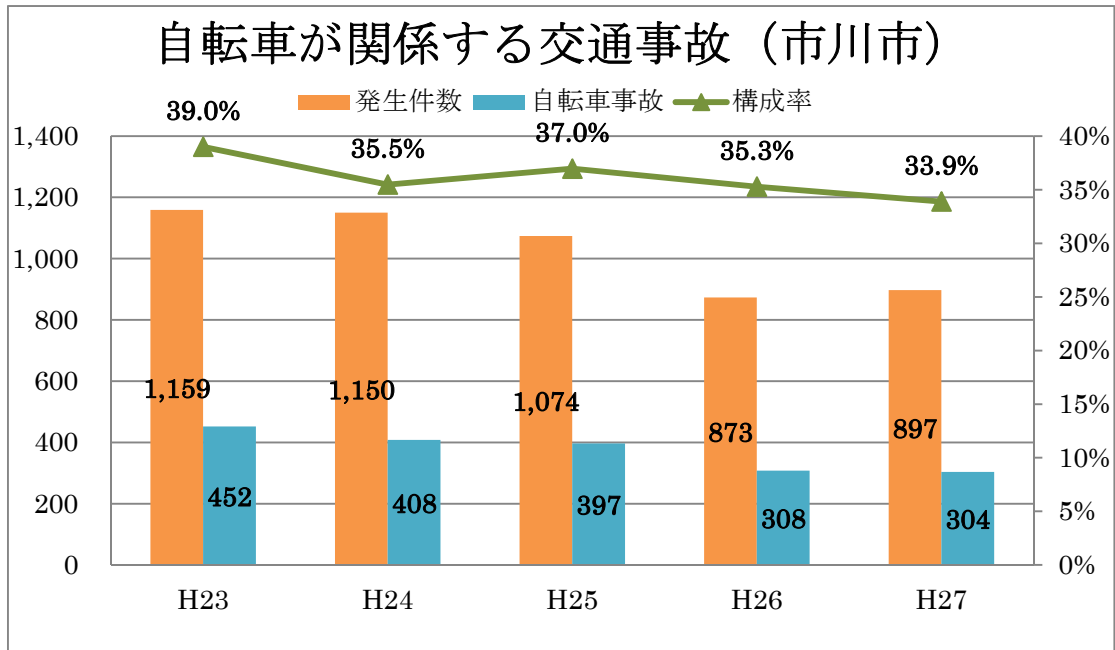


図2

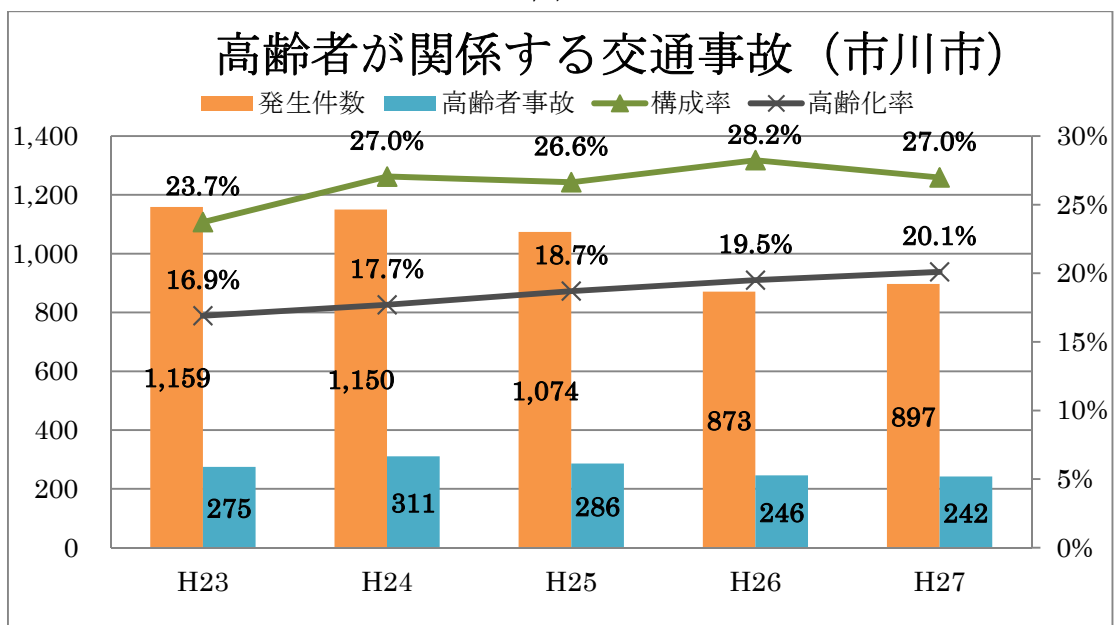


図3

(資料：千葉県警察交通白書、千葉県統計課)

² 総人口に占める65歳以上人口の割合

2 交通安全計画における目標

交通安全計画の最終目標は、交通事故のない「安全で安心して暮らせるまち」ですが、早急にこの目標を達成することは困難であると考えられることから、当面の指標として、本計画の計画期間である平成32年までに、以下の数値を本市の抑止目標として取り組みます。

	平成27年		平成32年
○ 交通事故発生件数	897件/年	→	690件以下/年
	[897件×0.77(過去5年の減少率 約23%) =690.7≒690件/年]		
○ 負傷者数	1,019人/年	→	770人以下/年
	[1,015人×0.76(過去5年の減少率 約24%) =771.4≒770人/年]		
○ 死者数	4人/年	→	0人/年

(参考)

		平成27年 実績	平成32年 目標	減少率
国の 目標	24時間死者数	4,117人/年	2,500人以下/年	39%
	死傷者数	670,140人/年	500,000人以下/年	25%
県の 目標	24時間死者数	180人/年	150人以下/年	17%
	死傷者数	23,442人/年	18,000人以下/年	23%

第2章 道路交通における安全対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向性

近年、道路交通事故の発生件数と死傷者数が減少していることは、これまでの交通安全計画に基づいて実施されてきた施策に、一定の効果があつたものと考えられます。このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、社会情勢や交通情勢の変化等に対応し、また、発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実して、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新規施策を推進します。

特に、次のような7つの視点を重視して対策の推進を図ります。

【第1の視点】高齢者の安全確保

本市では、高齢者が関係する交通事故の割合が増加傾向にあり、今後も高齢化が急速に進むことを踏まえると、高齢者が安全に外出できるような交通社会の形成が必要です。それには、多様な高齢者の実像を踏まえた、きめ細やかな総合的な交通安全対策を推進する必要があります。

また、高齢者をはじめとして多様な人々が身体機能の変化に関わりなく交通社会に参加することを可能にするため、バリアフリー化された道路交通環境の形成を図ることも重要です。

さらに、高齢者の事故が居住地の近くで発生することが多いことから、身近な地域における生活に密着した交通安全活動を推進します。

【第2の視点】子供の安全確保

幼い子供は大人よりも視野が狭く、一つのものに注意が向くと周囲が目に入らなくなってしまう傾向があるため、安全確認を忘れて道路に飛び出すことにより、事故に遭う特徴があります。

また、下校時や放課後といった時間帯や、自宅近くの道路で交通事故が多いというのは、安心感や開放感による気の緩みで注意不足になってしまうことが原因と考えられます。

このため、日頃から安全確認の習慣をつけさせるため、心身の発達段階に応じた交通安全教育を実施するとともに、自動車等による子供の被害を未然に防止する観点から、通学路等における歩行空間の整備等を推進します。

【第3の視点】自転車の安全確保

自転車は、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、それぞれの対策を講じる必要があります。自転車の安全利用を促進するためには、生活道路や幹線道路において、自動車や歩行

者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める必要があります。

また、自転車利用者はドライバーと比較して、交通ルールに関する理解が不十分なことを背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る必要があります。

このため、市では子供から高齢者まで、心身の発達に応じた段階的な安全教育に加え、実際の自転車事故を再現する参加体験型の交通安全教育を取り入れ、自転車がもつ危険性の習得を図る事業を推進します。

さらに、駅前や繁華街の放置自転車等の問題に対しては、自転車等駐車場の整備や利用促進、放置防止策を行うことで、通行空間の確保や防災活動の円滑化を図り、良好な道路環境に努めます。

【第4の視点】歩行者の安全確保

安心して出歩ける交通社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者や子供、障害者にとって身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

こうした必要性を踏まえ、「人優先」の考え方の下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において歩行空間の確保を積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図ります。

【第5の視点】幹線道路における安全確保

幹線道路の事故は、特定の区間・箇所に集中して発生していることから、死傷事故率の高い箇所を重点的に改善するため、事故多発箇所での集中的な対策を実施する必要があります。

そのため、事故多発箇所の現地を診断し、その対応策について、各関係機関・団体等が整備、改善を実施する「共同現地診断」により、交通事故の防止に努めます。

また、東京外郭環状道路の整備による道路環境の変化が予想されることから、関連する幹線道路においても、交通安全対策の更なる推進を図ります。

【第6の視点】生活道路における安全確保

生活道路では、地域住民の生活環境として歩行や自転車利用の際に安心して安全に利用出来る道路環境が必要ですが、現状では、交通混雑を避ける抜け道として通過交通が入り込むことにより、住民の安全性や環境が脅かされる状況が見られます。

住宅地や人が集中する地区の生活道路においては、「人優先」の考え方の下、

自動車交通の規制を図りながら、歩行者専用または歩車共存道路として、歩行者等の安全性・快適性を確保することが必要です。

そのため、今後も生活道路における交通事故の危険性を極力低下させるため、道路交通環境の整備等について、関係機関との連携により、地域に応じた対策を推進します。

【第7の視点】地域でつくる交通安全

市内で発生した交通事故のうち、その半数近くが市内居住者による事故であることから、交通事故は、市民の居住する身近な地域で発生しており、地域のコミュニティを活用して、地域ぐるみで交通安全対策に取り組むことが重要となります。

また、飲酒運転の根絶を目指すには、家庭、職場のほか、飲食店、酒類販売店の協力が不可欠であり、地域で協力して、飲酒運転の根絶を図ります。

第2節 道路交通安全の施策

交通事故をなくし道路交通の安全を確保するため、以下の5つの柱により交通安全対策を実施します。

- ① 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 救助・救急活動の充実
- ④ 被害者支援の推進
- ⑤ 交通事故の調査・分析

【第1の柱】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

交通事故をなくすためには、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止は自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、市民の自発的な参加を支援するとともに、交通安全に関する施策や交通事故発生状況等必要な情報を積極的に提供します。

また、特に問題となっている高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については関係機関・団体と連携し、強力で推進します。

(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進

① 交通安全の日における活動の推進

ア 市民一人ひとりの活動の推進

交通安全は市民一人ひとりが自身の問題として考え、行動することが重要であることから、市民が家庭、学校、職場等において交通安全について

話し合い、毎月10日の「交通安全の日」に、それぞれができる交通安全活動を積極的に実践するよう図ります。

また、自治会等が行う防犯活動と連携・協働して交通安全運動を促進し、地域における交通事故防止を図ります。

イ 関係機関・団体等における活動の推進

関係機関・団体等は、それぞれが交通安全の日における交通安全活動のテーマを設定し、職場等においてそれぞれの特性を生かした各種施策を展開して、交通事故防止を図るよう取り組みを促進します。

② 交通安全活動に関する情報提供の推進

交通安全に対する理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報やホームページ等を利用し、交通安全に関する施策や事故防止に関する情報を提供します。

③ 市民の意見を反映した交通安全の推進

交通安全対策に関する意見等を広く求めるため、ホームページを利用した意見の募集やe-モニターへのアンケート調査を実施し、多角的な意見募集に努めます。

④ 交通安全団体等への支援等

ア 交通安全協会

一般ドライバーを会員とした交通安全協会は、地域における交通安全の中核として、交通安全運動をはじめ、交通安全教育・広報等の様々な活動を展開するなど、重要な使命と役割を担っています。このため、交通安全協会に対する必要な支援を行うとともに、各種の交通安全活動が、より一層自主的かつ積極的に活動できるように協力します。

イ 地区安全運転管理者協議会

安全運転管理者協議会は、道路交通法により、一定台数以上の自動車を使用している事業者が選任することを義務付けられた安全運転管理者によって組織された交通安全団体で、職域における交通安全を確保するため重要な使命と役割を担っています。

この活動を適正かつ効果的に運用するため密接な連携を図り、職域における安全運転管理の徹底を促進します。

ウ 交通安全母の会

交通安全思想の一層の普及を図るには、家庭における母親の果たす役割が非常に大きいことから、その母親が互いに連携を図り、協力しあって、「交通安全は家庭から」を実践することが必要であります。このため、家庭を通じた交通安全思想の普及を促進するため、母親を中心としたボランティア組織である「市川市交通安全母の会」の活動を支援し、交通安全思想の普及徹底を促進します。

エ 地域交通安全活動推進委員協議会

地域交通安全活動推進委員協議会は、地域における道路交通に関するモラルを向上させ、交通安全の確保について住民の理解を深めるための諸活動のリーダーとして重要な使命と役割を担っています。

このため、地域交通安全活動推進委員協議会に対する必要な支援を行うとともに、より効果的な活動が行なわれるように推進します。

オ その他の団体・個人

幼児・児童の道路横断中の事故を防止するため、希望する団体・個人に啓発物やポスター、のぼり旗、横断旗等を提供し、地域における交通安全活動を支援します。

⑤ 市民参加型交通安全対策の推進

通学路交通安全プログラムに基づき、通学路安全推進協議会による通学路合同点検を実施し、通学路の危険箇所における安全対策を推進します。

(2) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

① 高齢者宅訪問活動の推進

警察や自治会などと連携して高齢者宅を訪問し、自宅周辺の交通危険箇所などについて知らせるとともに、反射材を配布するなど、交通事故防止を呼びかける活動を推進します。

② 運転免許自主返納に対する優遇措置

高齢運転者による交通事故を減少させるため、運転に自信がなくなった高齢者の自主的な免許返納を促進させる優遇措置を講じます。

(3) 飲酒運転の根絶

① 職場・家庭等における飲酒運転追放運動の展開

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底を図るとともに、職場、家庭、飲食店等での取組を推進し、飲酒運転の追放を図ります。

② 「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」環境づくり

交通事故の更なる減少のためには、悪質で危険な犯罪である飲酒運転の根絶対策が必要不可欠であることから、運転手はもとより、酒類提供・販売組合、飲食店等酒類提供者が連携した飲酒運転根絶活動を行う環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、飲食店など地域で創意工夫による飲酒運転をさせないための対策を実施するため、飲食店に対する訪問活動や広報キャンペーン等を通じて、飲酒運転の根絶に対する意識が一過性のものとならないよう、意識の徹底を図ることにより、「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」社会環境

づくりを推進します。

(4) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、子供から高齢者まで誰でも簡単に利用できる便利で手軽な乗り物ですが、近年、スポーツ自転車の普及やスマートフォンなどの携帯機器を使用しながらの運転などの影響により、自転車が加害者となる事故の発生が問題となっており、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

そのため、交通安全運動などのあらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの周知を推進する必要があります。また、危険なルール違反を繰り返した違反運転者を対象とした、「自転車運転者講習制度」の周知徹底を図ることで、自転車乗車中の交通違反による事故の発生を防止します。

ア 自転車安全利用キャンペーンの実施

毎年5月に実施する「自転車安全利用月間」及び毎月15日の「自転車安全の日」における、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施するとともに、交通安全協会、自転車軽自動車商協同組合等と連携し、街頭での自転車点検、安全指導を実施するなど自転車安全利用対策を推進します。

イ 自転車交通安全教室の開催

児童生徒及び高齢者等を対象に、警察、学校、自治会等と連携して、参加・体験型の交通安全教育等を推進し、自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。



広報媒体による周知啓発



TSマーク

② 自転車の点検整備の促進

交通安全教室や講習等において、日常点検実施の習慣化、自転車安全整備店における定期的な点検・整備を呼びかけ、自転車点検整備意識の徹底を図ります。

③ 自転車保険への加入促進

自転車に関係する交通事故の民事裁判において、数千万円にも及ぶ高額な損害賠償が命令されている事例を踏まえ、交通安全教室や講習等において、自転車保険の必要性を説明し、TSマーク³などの各種自転車保険への加入促進を図ります。

④ 反射材の普及活用

薄暮時及び夜間における自転車の交通事故防止を図るため、明るい服装の着用や反射材の効果について周知させ普及を図ります。

⑤ 街頭における自転車安全利用の指導

市内主要駅周辺で自転車の安全利用に関する街頭指導を行うとともに、違反者への声かけ等を実施します。

⑥ 自転車乗車用ヘルメットの着用推進

転倒時に自ら防御姿勢を取ることが困難な幼児・児童等が転倒事故の際に頭部を負傷するリスクが高いため、事故の際に頭部への衝撃を緩和する自転車乗車用ヘルメットの着用等について広報するとともに、小学校等と連携して自転車乗車用ヘルメットの着用推進を図ります。

⑦ 幼児二人同乗自転車の適正利用の推進

幼児二人同乗自転車の普及促進を図るとともに、保護者を対象とした交通安全教育において、幼児二人同乗自転車の安全な利用方法の指導を積極的に実施します。

(5) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

ア 期間を定めて行う運動

四季の交通安全運動を中心に、警察や交通安全団体と連携して市内の交通事故防止に向けた運動を展開します。

イ 日を定めて行う運動

千葉県が定める毎月10日の「交通安全の日」、毎月15日の「自転車安全の日」を中心として、市民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナー向上の実践を目的に、広報啓発や指導等の施策を推進します。

³Traffic Safety マーク。自転車安全整備店の自転車整備士が点検整備し、道路交通法に規定する普通自転車であることを確認して貼付するマーク。傷害保険及び賠償責任保険が付帯されている。

ウ 年間を通じて行う運動

子供と高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、夕暮れ時から夜間における視認性を高める交通事故防止策などの幅広い運動を行います。

② 交通安全に関する広報の推進

ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全意識の普及を図るため、警察や交通安全団体と密接な連携の下、駅前や大型商業施設などにおいて啓発キャンペーンを積極的に実施し、市民に対する広報啓発に努めます。

イ 広報媒体の積極的活用

市民一人ひとりが交通安全に関する関心と意識を高め、交通ルールの遵守とマナーの実践を習慣づけるため、広報紙や関係団体を通じ、広報啓発を積極的に実施します。

ウ 交通安全ポスター

市内の小・中学校から交通安全ポスターを募集し優秀賞に選ばれた作品を、次年度の交通安全ポスターカレンダーとして作成し、市内の公共施設等に配布し、市民に対する広報啓発を積極的に推進します。

エ 交通安全団体・報道関係に関する資料・情報の提供

交通安全団体の主体的な活動を促進し、交通安全のための諸活動が積極的に行なわれるよう交通事故の分析等各種資料、情報等を提供します。

③ シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、全ての座席におけるシートベルト着用、チャイルドシートの正しい着用を推進するため、関係機関・団体が一体となり、あらゆる機会を着用の徹底を図ります。

(6) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児が道路を通行する際に必要な安全知識を提供するためだけでなく、将来に渡って道路を通行するときに必要な交通安全意識と実践する力を養うためにも、幼少期からの教育は必要不可欠です。

そこで、幼稚園・保育園等と連携し、参加・体験型の歩行安全教育を推進します。

イ 家庭に対する広報活動等の推進

幼児のいる家庭での交通安全に対する意識を高め、家庭での交通安全の話し合いや会話をもたれるように、関係機関・交通安全団体と連携・協力し、積極的な情報提供、広報活動などの働きかけを実施します。

② 児童に対する交通安全教育

ア 小学校における交通安全教育の推進

小学生は、登下校や自転車の利用等により幼児期に比べ行動範囲が著しく広がり、保護者から離れて複数で行動する機会が増える。小学校においては、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を修得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて具体的な安全行動が習得できるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

イ 指導資料等の配布

交通安全に関するリーフレット等を配布し、児童だけでなく保護者にも日常生活における交通安全意識の高揚を図ります。

ウ 交通安全教育事業・自転車免許証事業の推進

市内の小学生を対象として参加・体験型の歩行安全教育、自転車安全利用教育を推進するとともに、関係教職員を交通安全教育の指導者として育成することにより、学校等における段階的、体系的かつ実践的な交通安全教育が主体的に行われるよう推進します。

③ 中学生・高校生に対する交通安全教育

スケアード・ストレイト教育技法⁴による自転車交通安全教室や自転車安全利用講習会の開催など、警察や学校等と連携・協力を図りながら、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、自己及び他の人々にも配慮した安全行動ができるよう交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

④ 成人に対する交通安全教育

大学や自治会、企業等の団体を対象として、自転車の交通ルールやマナー向上についての講習会を開催し、受講者の自転車利用に対する安全意識の高揚を図ります。

⑤ 高齢者に対する交通安全教育

自治会、高齢者クラブ、シルバー人材センター等の会員を対象に、高齢者を対象とした交通安全教室の開催を推進します。

特に、夜間事故防止のため、視認性の高い服装、反射材等を積極的に活用するよう高齢者に指導を行います。

⁴ 恐怖を実感することで、それにつながる危険行為を未然に防ぐ教育手法。スタントマンが事故現場を再現することで、交通事故の怖さや交通ルールを守る大切さを学ばせる方法。

⑥ その他の対象への交通安全教育

障害者や外国人など、特段の配慮が必要な対象については、きめ細かい講習の内容や指導方法による交通安全教育を推進します。

(7) 効果的な交通安全教育の推進

① 交通安全教育指導者の育成

幼児から高齢者にいたるまでの交通安全教育を推進するため、講習会等を通じて交通安全教育指導者の育成を図ります。

② 交通安全教育の推進

ア 交通安全指導

市民に対する交通安全教育を推進するため、市内の幼稚園・保育園・小中学校・高校大学・自治会・企業等において交通安全教室を開催します。

イ 交通公園

交通公園(東菅野児童交通公園、南沖児童交通公園)では、信号機、交差点、横断歩道等がある模擬道路にて、自転車、足踏みカートなどを利用し子供が楽しみながら交通知識や交通ルールを身につけることができるよう努めるとともに、親子で交通ルールを学べる指導を行います。

また、設備の更新を適宜行うことで、子供が安全に利用できる環境を提供します。



小学校の交通安全教室



東菅野児童交通公園

【第2の柱】道路交通環境の整備

交通事故の防止と交通の円滑化を図るには、「人優先」の考えの下、歩行者と自転車や自動車との分離がされた道路交通環境の整備が必要です。そのため、道路の整備、交通安全施設の整備、総合的な駐車対策を進めます。

特に、道路交通においては、歩道や自転車走行空間の整備を積極的に実施するなど、通学路、生活道路、幹線道路等において、「人優先」の交通安全対策を推進します。

(1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路における歩行者及び車が共存する安全で安心な道路空間を創出するための取組みを推進します。

② バリアフリー化の推進

多くの人が行き交う駅周辺を中心に、高齢者や障害者を含むすべての人々が安心して利用できるバリアフリー化された歩行空間の整備を推進します。

ア 歩行空間の整備

歩道の幅員と平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロック、街路灯、サイン類の設置など、移動の安全性と連続性に配慮した歩行空間の整備を推進します。

イ 通学路の整備

登下校時における児童の交通環境を改善するため、関係機関と連携し、歩行者のための道路整備として、道路環境と自動車の交通規制を活用することで、安全な通学路の実現を推進します。

ウ 人にやさしい道づくり

全ての人にやさしい道づくりを推進し、歩行者の安全を確保するとともに、都市景観の向上をはかりつつ、道路施設の改良や路面の整備を進め、地域における歩行者及び自転車利用者の安全かつ快適な交通環境を確保します。

③ 無電柱化の推進

無電柱化により歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性を確保し、災害が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するため、電線類の地中化を推進します。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

① 事故危険箇所対策の推進

交通事故が多発している交差点などに対して、集中的な事故抑止対策のため、当該箇所においては、交差点の改良、歩道、防護柵、区画線、道路照明灯、視線誘導標の設置、道路標識の整備等の対策を推進します。

② 適切に機能分担された道路網の整備

交通の安全を確保するため、幹線道路から居住地域内道路に至るネットワークによって適切に機能が分担されるよう体系的な道路整備を進めるとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。

ア 県内外の地域間交流を支える道路の整備

渋滞対策をはじめ、日常生活に密着した道路などについて、整備を推進します。

イ 都市計画道路の整備

都市計画道路の整備を推進し、交通の効果的な配分を行い、都市部における道路の著しい混雑、交通事故の多発などの防止を図ります。

③ 道路改良による道路交通環境の整備

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な移動を確保するため、歩道等の交通安全施設の整備を積極的に推進します。

(3) 交通安全施設等の整備推進

① 効果的な交通安全施設等の整備

道路における交通事故の発生状況、交通流その他の事情を考慮して、道路標識または道路標示の高輝度化の整備等に努めます。

② 生活道路における安全対策の推進について

通学路や自動車交通量の多い生活道路においては、学校や警察と連携を図りながら、歩行者と自転車利用者に係る死傷事故の抑止を図るため、自動車に対する交通規制、自動車の速度を低下させる物理デバイスやカラー舗装の整備、まごころ道路⁵の整備、ゾーン30⁶の指定等に努めます。

③ 交差点・カーブ対策の推進

交通事故発生危険性がある交差点・カーブ区間に対してドット線、視線誘導標、道路照明灯等の整備を推進する。また、信号機のない交差点においてはドット線、交差点クロスマークの設置、カラー舗装などによる交差点存在の明確化、線形の明確化に努めます。

④ 夜間事故防止対策の推進

夜間における視認性を高めるため、交差点やカーブに道路照明灯、道路標識の設置、道路標示の高輝度化に努めます。



視線誘導標



自転車レーン

⁵ 幅員が4m未満の道路を一部拡幅し、車のすれ違いが出来るようにする狭あい道路対策。

⁶ 生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、ゾーン内における速度抑制や抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策。

(4) 自転車利用環境の総合的整備

① 自転車走行空間の整備

「市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画」に基づき、歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、自転車レーン等の自転車走行空間の整備を推進します。

② 自転車等駐車場の整備及び利用の促進

駐輪需要が高い地域の放置自転車の解消を目指し、鉄道事業者や地域と協力して、計画的に自転車等駐車場を整備し、その利用を促進します。

③ 街頭指導員の配置

自転車の放置を防ぎ、安全な歩行空間を確保するため、街頭指導員を各駅周辺に配置し、自転車を放置しようとする者を駐輪場に誘導するとともに、放置された自転車の整理を行います。

④ 放置自転車の撤去

放置抑止策として、放置禁止区域内または公道にある放置自転車の撤去を行います。

⑤ 駐輪秩序の確立

路上駐輪を防止し、駅周辺の駐輪需要を適正かつ効率的な利用促進を図るため、駐輪場の利用促進に努めます。

⑥ 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施

放置自転車等の問題を関係機関と連携・協力して広く市民に訴え、その解消を図るための放置自転車クリーンキャンペーンを積極的かつ計画的に実施します。

(5) 交通需要マネジメントの推進

コミュニティバスの運行や路線バスの利便性向上に対する支援など、公共交通機関の利用促進を図り、自動車交通からの利用転換を図ります。

(6) 災害に備えた道路交通環境の整備

① 災害発生に備えた安全の確保

地震、豪雨等による災害が発生した場合においても、安全性、信頼性の高い道路交通を確保するため、道路の安全性に関する点検を強化し、関係機関とともに迅速な対応ができるよう緊急補修体制を確立します。

② 災害発生時における交通規制等

災害発生時は、消火や救出活動、避難活動など、緊急活動道路等の確保が大きな課題となることから、市川市地域防災計画に基づき、被災市街地対応本部において、道路橋梁の被災状況等の情報収集に努め、災害対策基本法に基づく交通規制が速やかに実施されるよう対処します。

さらに、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づき、道路、橋梁等の損壊、放置車両、ビル等の倒壊により道路が遮断された場合、また、二次災害の発生を防止するために通行禁止及び迂回措置をとるための交通規制を、関係機関の協力の下適切に実施します。この場合、災害の状況や交通規制等に関する情報を迅速に交通利用者へ提供します。

(7) 総合的な駐車対策の推進

路上駐車による交通阻害や事故の危険性を防止するため、警察と協力した駐車対策を実施することで、秩序ある道路の確保を推進します。

① 宅地開発事業等による駐車場整備の推進

駐車需要が生じる一定規模以上の建築物の開発に対して、「市川市宅地開発事業に係る手続き及び基準等に関する条例」、「大規模小売店舗立地法」等の運用により、適切な規模の駐車場の整備を図ります。

② 既存駐車施設の有効利用

路上駐車を防止し、駅周辺の駐車需要を適正かつ効率的な利用促進を図るため、ホームページに時間貸し駐車場等の情報を掲載することで、ドライバーに必要な情報提供に努めます。

(8) 交通安全に寄与する交通環境の整備

① 道路の使用及び占用の適正化等

ア 道路の使用及び占用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理について指導します。また、道路工事等による道路使用許可の適正な運用及び道路使用許可条件の履行等の確認に努めます。

イ 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、必要かつ適切な措置を講ずることによりその排除、撤去を行うとともに、不法占用物件等の防止を図るための啓発活動を沿線住民等に対して積極的に行います。

ウ 道路の掘り返しの抑制等

道路の掘り起こしを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

エ 大規模事業等への先行対策の推進

都市計画、開発事業、大規模小売り店舗等の建設に際し、地域の交通情勢を勘案した上、計画の段階から安全の確保、周辺交通に与える影響の軽減等について交通管理上必要な指導を行います。

② 道路法に基づく通行の禁止または制限

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊または異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を行います。また、道路との関係において必要とされる車両寸法、重量制限等の最高限度を越える車両の通行の禁止または制限に対する違反を防止するため、必要な体制の拡充・強化を図ります。

③ 子供の遊び場等の確保

ア 都市公園等の整備

路上における遊びや運動による交通事故防止のため、街区公園を始めとする都市公園や緑地内多目的広場等の整備を推進します。

イ こども館等の活用の促進

市街化、核家族化、女性の就労等の増加により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、遊び場の不足、交通事故の発生など、家庭や地域における児童健全育成上憂慮すべき事態が進行していることから、地域における安全の確保と健全育成の拠点となるこども館等の活用を推進します。

④ 暴走族追放気運の高揚等

暴走族の追放について官民一体となった「不正改造車を排除する運動」を展開し、あらゆる機会をとらえて広報活動を推進するとともに、「千葉県暴走族及び暴走行為者等の追放の促進に関する条例」の規定により、関係機関との連携の下、暴走族追放気運の醸成を図ります。

⑤ 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走行為につながる非行の早期発見及び未然防止のため、警察と連携して、少年補導員等による巡回を実施するとともに、関係機関や施設管理者と連携して、暴走行為をさせないための環境づくりに努めます。

【第3の柱】救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速道路を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、消防機関等相互の緊密な連携・協力を確保し、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。特に、負傷者の救命率・救命効果の一層の向上を図る観点から救急現場または搬送途上において、医師等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの救急通報体制の整備や「バイスタンダー⁷」による応急手当の普及等を推進します。

⁷事故や災害の現場に居合わせた第三者のこと

(1) 救助・救急体制の整備

① 大規模事故における広域応援体制の整備

大規模事故の際には、本市の消防力だけでは対応困難な状況があるため、近隣消防機関及び緊急消防援助隊等の広域応援体制を有効に活用した救助・救急体制を構築します。

② 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるためには、現場におけるバイスタンダーにより、自動体外式除細動器（AED）の使用を含めた応急手当が一般に行なわれるようにする必要があります。

このため、年間を通じ地域住民、学生、事業所を中心に応急手当の知識・技術の普及を図ります。

また、「救急の日」及び「救急医療週間」を中心に、広報啓発活動を積極的に推進し、応急処置の普及を図ります。

③ 救急救命士の養成・配置等の推進

プレホスピタルケア⁸の充実強化を図るため、消防機関において救急救命士を計画的に配置できるように養成を図るとともに、救急救命士の処置範囲拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進します。

また、プレホスピタルケアにおける救急救命士を含めた救急隊員の行う応急処置等の質を確保するメディカルコントロール⁹体制の充実を図ります。

④ 救助・救急施設の整備の推進

救助・救急業務の円滑かつ適切な遂行を図るため、救助・救急資機材の整備・促進を図ります。

⑤ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

救助隊員、救急隊員が交通事故現場で迅速、確実な活動を遂行するためには、より高度な知識・技術を習得する必要があることから、関係機関等が行う研修会やシンポジウム等に積極的に参加させ、隊員のレベルアップを図ります。

(2) 救急医療体制の整備

救急医療体制の整備については、地元医師会等の協力を得て初期救急医療機関である市川市急病診療所及び休日急病等歯科診療所の運営を継続します。

また、初期救急医療機関で対応できない入院や手術を必要とする患者については、後方医療機関である二次救急医療機関の輪番制により対応し、頭部損傷

⁸急病人などを病院に収容する前に行う応急手当、病院前救護。

⁹救急患者を現場から医療機関へ搬送する間に医師以外の者が医療行為を実施する場合、医師が必要な処置を指示あるいは指導して、それらの医行為の質を保障すること。

等の重篤救急患者については、三次救急医療機関である船橋市立医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院等の救命救急センターへの要請を行います。これに加え、市川市独自の体制として、市川・浦安地域の4病院¹⁰が輪番制で三次救急医療に準じた2.5次救急医療を行っており、救急医療体制の充実を図るとともに、救急医療に対する知識の普及・啓発を図ります。

(3) 救急関係機関の協力関係の確保等

① 救急関係機関の協力関係の確保等

救急業務の高度化が図られるよう救急救命士に対する指示体制(ホットライン等)、救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図ります。

② 迅速な救急体制事業の推進

交通事故等で負傷した患者については、重症である可能性が高いことから、医師等が同乗することにより、速やかな救命医療を開始することができ、また、高度な医療機関への迅速な収容により、重篤患者の救命率の向上及び後遺症の軽減が図れるドクターヘリやラピッドカーの積極的な活用を推進します。



ドクターヘリ



ラピッドカー

【第4の柱】被害者支援の推進

交通事故相談体制の確保

交通事故被害者は、交通事故により肉体的、精神的、経済的に多大な打撃を受け、または掛け替えのない生命を絶たれるなど、大きな不幸に見舞われています。交通事故被害者を支援するため、交通事故相談、交通事故被害者等に対する連絡制度の充実を図るとともに、その心情に配慮した対策を推進します。

¹⁰国立国際医療研究センター国府台病院、東京歯科大学市川総合病院、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター

(1) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

交通事故により、父または母が死亡となった交通事故被害者を救済するため、「市川市遺児手当支給条例」に基づき、その児童を養育する方に手当を支給し、児童の健全な育成と福祉の増進を図ります。

(2) 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

ア 相談業務の充実

交通事故による被害者、その家族や遺族の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するため、専任の相談員による、被害者等の心情に配慮したきめ細かい相談業務や心のケア対策の実施に努めます。

イ 交通事故相談活動の推進

損害賠償など、交通事故による被害者等の抱える問題に適切に対応するため、相談内容の多様化、複雑化に対処するため、広報紙やホームページ等の活用により交通事故当事者に対し、広く相談の機会の提供を図ります。

【第5の柱】交通事故の調査・分析

交通事故多発箇所共同現地診断

交通事故が多発している箇所、若しくは今後、交通事故の発生が懸念される箇所について、警察や道路管理者などの関係機関・団体と共同して現地診断を実施し、道路交通環境の観点から交通事故の発生原因及び対策を検討し、各管理者が対策を実施することにより、交通事故防止を図ります。

第2編 鉄道交通の安全

1. 鉄道事故のない社会を目指して

鉄道は、多くの市民が生活に欠かすことのできない交通手段であるが、一たび事故が発生すると、甚大な被害をもたらす重大事故に直結していることから、鉄道事業者と緊密に連携を図り、事故防止策を推進していく。



2. 鉄道交通の安全についての目標

鉄道事故及び踏切事故ゼロを目指す。



3. 鉄道交通における安全対策

鉄道交通における交通事故防止対策
の3つの視点

(第1の視点)

重大な列車事故の未然防止

(第2の視点)

利用者等の関係する事故の防止

(第3の視点)

それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進

鉄道交通における交通事故防止対策の
3つの柱

【第1の柱】鉄道交通環境の整備

【第2の柱】鉄道の安全に関する知識
の普及・啓発

【第3の柱】救助・救急活動の充実

第2編 鉄道交通の安全

第1章 鉄道交通における安全対策

第1節 鉄道交通における今後の方向性

本市における鉄道事故及び踏切事故は、過去5年発生していないことから、引き続き、事故の発生ゼロを目指します。

また、多数の乗客を輸送する電車との衝突事故は甚大な被害をもたらす重大事故に直結するため、あってはならないものであり、電車の適正な運行管理と鉄道施設の維持管理により、未然防止が図られる必要があります。

さらに、踏切道においては、構造の改良や踏切設備の安全対策と同時に、交通の円滑化などにも影響することを考慮しなければならないため、下記の視点に基づき、今後も関係機関との連携の下、鉄道交通における交通事故防止をさらに推進していくものとします。

【第1の視点】 重大な列車事故の未然防止

【第2の視点】 利用者等の関係する事故の防止

【第3の視点】 それぞれの踏切の状況を勘案した効果的対策の推進

第2節 鉄道交通の施策

鉄道における事故をなくし、市民の安全を確保するため、以下の3つの柱を中心に交通安全対策を推進します。

【第1の柱】 鉄道交通環境の整備

鉄道における交通事故を未然に防止するためには、踏切や軌道敷における安全施設が適正に整備・管理されていることが重要であることから、関係機関による対策の実施を推進します。

(1) 鉄道施設等の安全性の向上

鉄道施設の維持管理及び補修を定期的を実施するとともに、台風や大雨など鉄道の運行に影響を与える気象情報を的確に把握し、危険箇所への対策や適正な運行管理を図ることにより、脱線・転覆等の事故の未然防止を推進します。また、駅構内においては、高齢者や障害者等の安全に十分配慮し、バリアフリー化を今後も推進するとともに、プラットホームにおける転落事故の未然防止対策として、ホームドアや内方線付点状ブロック等の整備を推進します。



【ホームドア】



【内方線付きJIS規格点状ブロック】

(資料：国土交通省「ホームドアの整備促進等に関する検討会」中間とりまとめ)

(2) 踏切道の改良

市内の踏切道は、今後、都市計画道路や東京外郭環状道路の整備箇所において、立体化による踏切除去が進むことから、安全性の向上が見込まれる一方で、市内には、京成本線に踏切が29箇所あります。そのため、ボトルネックとなる踏切道を優先的に、歩道がないか歩道が狭小な場合の安全対策を警察や道路管理者、鉄道事業者などの関係機関と連携を図りながら推進します。

(3) 踏切道の立体交差化

踏切遮断により道路交通への著しい弊害をもたらしている踏切道の解消を図るため、道路単独立体化や京成本線の立体交差化の検討を進め、踏切の除去を促進します。

【第2の柱】 鉄道交通の安全に関する知識の普及・啓発

鉄道上での交通事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加え、利用者・周辺住民等の理解と協力が必要です。

そのため、市民に対して踏切通行時の危険性や安全確認に関して、交通安全教室や講習会等で周知を図るほか、踏切事故等の発生箇所や危険性の高い踏切道において、警戒標識や路面表示等により、道路利用者に注意を促すよう対応を図ります。

【第3の柱】 救助・救急活動の充実

鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助、救急活動を迅速かつ確実に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、災害派遣医療チーム、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進します。

市川市 道路交通部 交通計画課

〒272-0033

千葉県市川市市川南2丁目9番12号

市川市役所 市川南仮設庁舎

TEL 047-712-6341 (直通)

令和2年市町村別交通事故発生状況

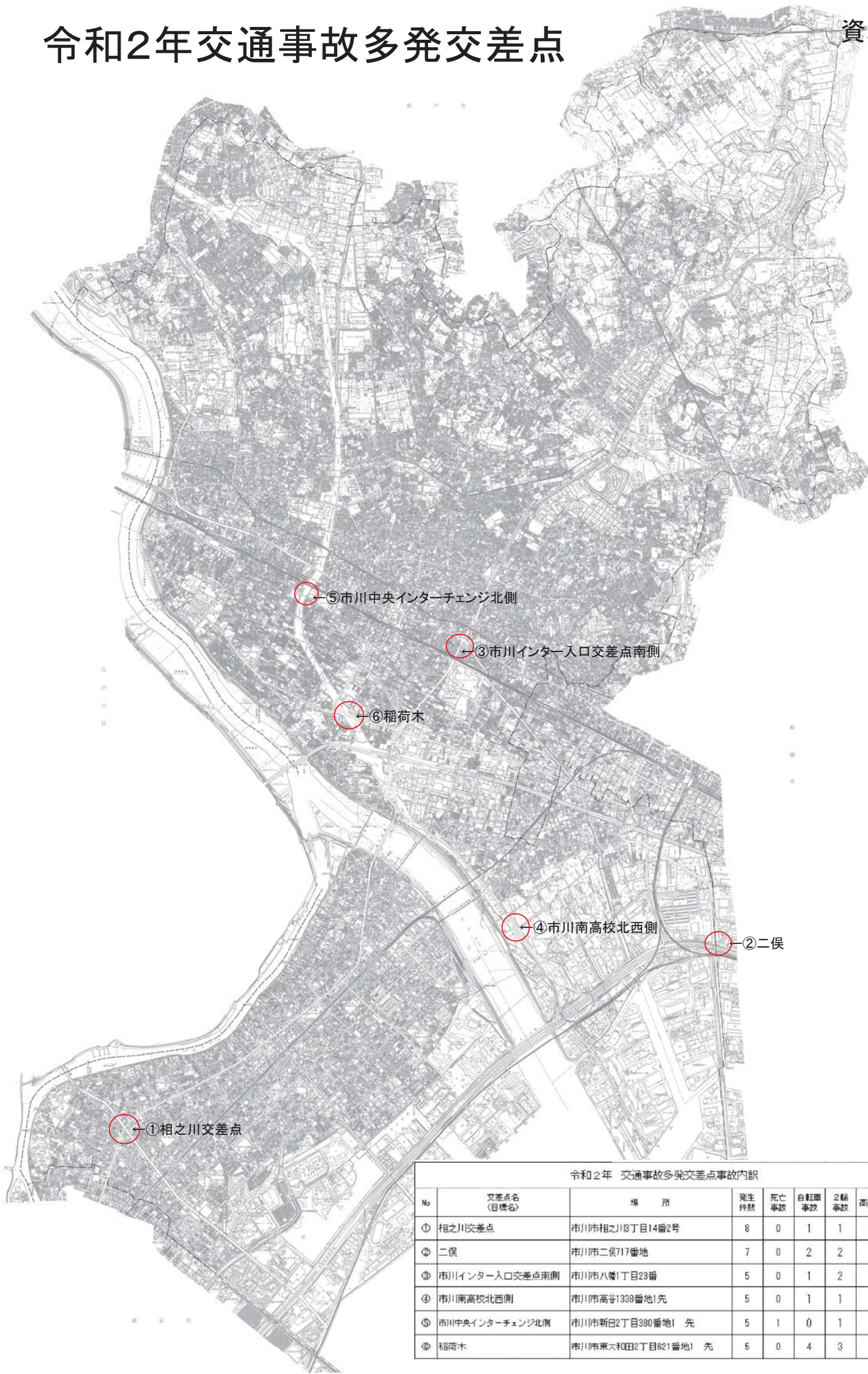
市町村名	人口(千人)	発生件数	死傷者数	人口千人あたりの死傷者数
市川市	481.7	912	1,041	2.2
千葉市	971.8	2,015	2,391	2.5
船橋市	622.8	1,222	1,396	2.2
松戸市	483.4	1,008	1,174	2.4
柏市	413.9	866	1,009	2.4
浦安市	164.0	245	280	1.7
千葉県	6222.6	12,873	15,543	2.5
全国	125,325	309,178	372,315	3.0

人口:令和2年国調ベース

人口千人あたりの死傷者数:四捨五入

令和2年交通事故多発交差点

資料B



令和2年 交通事故多発交差点事故内訳							
No	交差点名 (目標名)	場 所	発生 件数	死亡 事故	自転車 事故	2輪 事故	高齢者 子供
①	相之川交差点	市川市相之川3丁目14番2号	8	0	1	1	2 0
②	二俣	市川市二俣717番地	7	0	2	2	2 0
③	市川インター入口交差点南側	市川市八幡1丁目23番	5	0	1	2	1 1
④	市川南高校北西側	市川市高谷1338番地1先	5	0	1	1	1 0
⑤	市川中央インターチェンジ北側	市川市新田2丁目380番地1 先	5	1	0	1	0 0
⑥	稲荷木	市川市東大和田2丁目821番地1 先	5	0	4	3	4 0